

決議書及び要望書

令和7年6月

東 北 市 長 会

東北地方の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

東北全77市をもって構成いたします東北市長会は、去る5月15日に第186回総会を開催し、「東日本大震災からの復興及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議」ほか6項目を満場一致により特別決議として採択いたしました。

また、「地域経済対策及び地方行財政の充実強化について」ほか4項目を要望としてとりまとめたところでございます。

つきましては、この実現方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

東北市長会長

盛岡市長 内館 茂

決 議 書

目 次

東日本大震災からの復興及び東京電力福島第一原子力発電所事故に関する決議	・・・	1
国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議	・・・	13
公立病院の運営に係る財政支援に関する決議	・・・	21
米国の関税措置及び物価高騰等を踏まえた経済対策を求める決議	・・・	23
地方における人口減少対策と地方創生 2.0 に向けた決議	・・・	24
大規模林野火災に係る復旧・復興支援に関する決議	・・・	25
国際リニアコライダーの建設実現に関する決議	・・・	26

東日本大震災からの復興及び 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する決議

(東北市長会)

東日本大震災から14年が経過し、被災した自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの自治体は、復旧・復興の段階に応じた種々の問題に引き続き直面している。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、令和7年2月現在で、福島県民だけでも約2万5千人もの方々が避難を余儀なくされており、放射線被ばくによる健康被害への不安、風評による観光客の激減など様々な影響を及ぼしている。

令和7年度で終了となる第2期復興・創生期間後においても、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、引き続き、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要である。また、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、国は、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、令和5年8月24日からALPS処理水の海洋放出を行っているが、引き続き、処理水の海洋放出による水産業等への甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故の早期収束へ向け、自らの責任のもと着実な取組を強力に推進するとともに正確な情報の迅速な公表に努め、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 現在未利用地となっている防災集団移転元地等については、沿岸部のハード事業及び防災集団移転促進事業による土地の買取が完了したが、埋没支障物の除去や周辺道路との高低差解消のための盛り土など、将来的に必要となる最低限の基盤整備費用が大きな負担となっており、利活用の検討が進まない要因の一つとなっていることから、未利用地活用の具体的な計画策定に積極的に取り組めるよう、防災集団移転元地等の基盤整備に活用できる新たな財政措置を講じること。

(2) 災害援護資金の貸付は、所得が一定に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、災害援護資金の償還について、先般、国から自治体の国に対する履行期限の延長方針が示されたが、その期間については阪神・淡路大震災の例に鑑み、相当長期とすること。

災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、破産手続きが開始されたものに対する償還免除など一部免除要件が緩和されたものの、強制執行を行い回収できない場合においても免除の対象にならないなど、実態を踏まえれば不十分であることから、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に合致するような、回収困難な案件については償還免除にできるよう免除要件を改めるとともに、償還免除要件の一つである「借受人が死亡したとき」については、借受人が死亡しても相続人が相続放棄をしない限り借受人の相続人に対し償還請求を行う運用となっていることから、借受人が死亡したときは相続放棄手続きがなくとも直ちに償還免除できる運用とすること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うとともに、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

(3) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに

起因していると考えられる公共下水道（污水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災被害により心のケアや学習上の支援が必要な児童生徒に対し、よりきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、養護教諭を含めた加配教員による支援を継続すること。
- (2) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (3) 東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業について、建物管理開始後6年目以降は災害公営住宅の入居者の家賃の負担割合が段階的に増え、国の補助額は低減することとなっているが、収入の増加の見込めない高齢者世帯など、入居者の状況に応じ自治体独自に減免を行った場合において財政措置を講じるとともに、事業期間を延長し、自治体が11年目以降も減免を行う場合には同様の措置を講じること。

また、災害公営住宅家賃低廉化事業について、令和3年度より、管理開始から10年間は現行制度のまま継続され、11年目から20年目は補助率が5/6から2/3と引き下げられることとなったが、今後、更なる補助の引下げを行わないよう見直し後の補助水準を維持し、安定的な財政支援を継続すること。

- (4) 津波により広域かつ甚大な被害を受けた沿岸地域において、全壊家屋の再建等に対し最大30万円を支給する被災者生活再建支援制度があるものの被災者の中には高齢者や生活困窮者など自宅再建が困難な方もいることや半壊家屋については対象外となっていることがあり、住宅の再建状況が依然として低い状況にある。

被災者生活再建支援制度については、令和2年12月の改正により「中規模半壊」区分が追加され、対象範囲が拡大したものの、災害時における生活再建等に係る資金確保には十分ではないことから、被災者が自らの望む生活再建を果たせるよう、被災者の生活状況や被災地の実態等を踏まえ、更なる見直しを図ること。また、被災者への迅速な支給を実現し、申請に伴う被災者の負担軽減及び被災自治体の事務を軽減するため電子申請による手続きの簡素化を図ること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 国は復興道路・復興支援道路の緊急整備など被災地域の早期復旧・復興に全力で取り組むとしているが、避難者の生活支援など被災地域の確実な復興再生を図るためには、更なる幹線道路網の充実強化や地域の復興に寄与する道路整備を促進する必要があることから、重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保できるよう、指定された道路の機能強化や整備に重点支援を行うとともに、災害時の拠点施設等とを連結する県道や市道などの基幹道路や、地域の骨格となる事業中・計画中の路線を確実に指定すること。
- (2) 津波被災地である浜通りの復興加速化を図るため、福島県が戦略的に取り組んでいる県道小野富岡線、小名浜道路等の浜通りと中通りを結ぶふくしま復興再生道路の整備促進を図ること。
- (3) 災害時の代替路確保や救急搬送時間のさらなる短縮、物流の向上による産業復興等に向けた円滑な道路交通ネットワークの実現は福島復興に不可欠なものであることから、国道13号福島西道路の1日も早い開通を実現させること。
- (4) 原子力災害からの復興・再生及び避難住民の帰還を加速させるため重要となる県内の基幹的な道路の整備、特に、常磐自動車道の早期全線4車線化、国道6号の南相馬市内一部4車線化のため十分な整備予算を確保するとともに、(仮称)小高スマートインターチェンジの早期整備のための財政的・技術的支援をすること。

(5) 復興を加速化させていくため、JR常磐線の利便性向上は必須であることから、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、特急列車についての福島県浜通り地方から首都圏への早朝及び夜間の運行本数の増便や更なる運行時刻の見直し、福島県浜通り地方と仙台を結ぶ快速列車の新設などの利便性の向上、首都圏エリアと仙台エリアをまたぐSuica利用の着実な実現、及び桃内駅にSuicaに対応できる設備の整備を行うこと。

また、福島県浜通り地方が東日本大震災及び原発事故の影響により、高齢化が急速に進展したことや復興途上であるという特殊事情を鑑み、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、小高駅及び鹿島駅について、バリアフリー法に基づき早期に駅構内にエレベーターを設置すること。

なお、これらの達成状況を踏まえ、東日本旅客鉄道株式会社に対し、必要な財政支援を行うこと。

(6) 東日本大震災により沿岸部においては地盤沈下が発生し、広範囲にわたって浸水したことから、住民の生活基盤再建のため、雨水排水のためのポンプ場をはじめ震災対応に不可欠な施設を整備したところであるが、これら施設の維持管理費について、特別交付税の措置率の嵩上げを継続すること。

また、これら施設は恒久的に活用するものであり、将来老朽化に伴う更新に多額の費用が必要となるため、改築・更新に対する財政支援についても検討すること。

(7) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」等の支援策を継続するとともに、防災集団移転元地の土地利用の推進並びに草刈り等の維持管理費に対する新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。

(8) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、「地方創生2.0」にも資する被災地への新産業の集積や政府関係機関の地方移転について、国が主体となって特段の措置を講じること。

(9) 東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業者再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、国から要請すること。

(10) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、令和5年度の第14回公募をもって新規公募が終了となり、事業の完了期限も令和7年度内とされているところであるが、本補助金は津波で甚大な被害を受けた沿岸市町にとって、地元企業の事業拡大や企業誘致による工場等の新增設の強力なインセンティブになっており、移転元地の利活用や雇用創出など、真の復興を成し遂げるため、令和7年度以降も継続または津波被災地に特化した企業立地を促進する類似制度を創設すること。併せて、制度の活用期間が明示されることで、企業側の計画的かつ具体的な立地検討につながり、企業誘致の強力な武器になることから、復興庁設置期間である令和13年まで延長するなど実施することとするなど、数年先の補助金継続を前提とした期間を示すこと。

(11) 震災からの事業再建に活用した「グループ補助金」や「中小企業被災資産復旧事業費補助金」等について、これまでの社会環境や経済状況の変化等に伴う事業継承や新分野展開、事業転換等に取り組む事業者にとっては、事業譲渡や店舗の改修、設備の入替等による「補助金返還」が大きな課題となっていることから、財産処分制限に関する負担の軽減、免除等の措置を講じること。

(12) 被災救出された博物館関係資料については、文化庁の被災ミュージアム再興事業により文化財資料の再生に取り組んでいる。全国の専門機関および県立博物館などの協力により資料再生を進めているものの、処理技術等が未確立な資料もあり、令和7年度末までに修復が終わらないことが見込まれることから、新規補助制度等による財政支援を講じること。

4. 原子力発電所事故に関する対応への財政支援等について

- (1) 第2期復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な体制、復興の進度に応じた柔軟な制度、現行と同様の枠組による継続的かつ安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。
- (2) 放射能災害として実施する除染・放射線のモニタリング、健康管理、心のケア、食品の放射線量測定、風評被害対策など、原発事故由来の事業については、市民の安全・安心のため長期に及ぶことが予想されるため、全額国費による財政措置を長期的に継続すること。
- (3) 原子力災害からの復興が成し遂げられるまで、こどもを健やかに生み育てるために行っている屋内遊び場の運営等の財源である被災者支援総合交付金の財源を確保すること。
また、原発事故からの時間の経過とともに変化する被災地の状況等を踏まえながら、避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域12市町村の枠組みを超えた浜通り全体として捉えた財政支援が必要であるため、第2期復興・創生期間以降も、福島再生加速化交付金事業をはじめとした支援について、当該12市町村から避難者を多く受け入れるなど当該区域の復興を支える周辺地域を含め、浜通りを一体として捉えた特段の措置を講じること。
また、福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）について、令和8年度以降も継続すること。
- (4) 原子力災害被災地域の各自治体においては、住民帰還や移住・定住の促進等により震災前の暮らしを取り戻すための取組を継続しているが、一方で、避難等に伴う急激な人口減少への対応という長期的な課題解決に向け、地域コミュニティの維持や教育施設（小学校、給食センター等）の統廃合など、現実を見据えた対応に迫られていることから、復旧・復興状況に応じた行政サービスや公共施設の再構築など、より良い地域再生の取組への財政支援を行うこと。
- (5) 避難指示区域等からの長期避難者の居住地の帰属のあり方から生じる、避難者への適切な行政サービス提供や避難者と受け入れ自治体住民の交流促進、地域コミュニティの確立等の諸課題について解決に努めること。
- (6) 全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の終了や変更が生じているものの、避難者からその旨の届出がないことで避難者名簿が正確性を欠き居住実態が把握できない世帯が多い状況では、避難先・避難元の自治体が行っている避難者への支援に支障が生じることとなるため、避難の実態を十分に把握できるよう必要な見直しを図り、実効性を確保すること。

5. 放射性物質の除染対策について

- (1) 指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が8,000 Bq/kg以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。また、指定廃棄物の処理が進まない現状を鑑み、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の見直しを図ること。
また、8,000Bq/kg以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。
- (2) 除染実施計画に基づく除染は完了したが、今後人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について継続した支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において除染を実施すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分及びその処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 搬出困難な現場保管除去土壌について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計及び財源確保を行うとともに、国の責任において最後まで対応すること。

(5) 農地への原状回復において、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失について財政措置を講じること。また、仮置場の提供の経緯等を踏まえ、地権者の意向や地域実情に応じて、農地への原状回復を前提とせず、用地返還後に農地以外の用途に利用する場合に必要な農地法及び農業振興地域の整備に関する法律による所定の手続きを含め弾力的に対応するとともに、返還後に補修等が必要となった場合においても、措置を継続すること。

(6) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、適切な処理及び最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。

6. 廃炉・汚染水・処理水対策について

(1) 廃炉対策について、度重なるトラブル等により、度々重要作業の工程延期等の問題も発生していることから、国内外からの英知を結集し、国が責任を持って安全かつ確実に完遂するとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

また、昨年9月に燃料デブリの試験的取り出しが開始されたことにより、廃炉作業に係る中長期ロードマップの最終段階である第3期に入ったが、廃炉完了に向けては30~40年もの時間を要するとされる中、今後、本格的な燃料デブリの取り出し工法の実体化や、その実施に伴う安全対策、燃料デブリを含む放射性廃棄物の保管方法等、課題が山積していることから、東京電力及び関係機関と緊密に連携しながら、中長期ロードマップの改訂等も含め、廃止措置完了に向けての具体的な工程等について、スピード感を持って検討を進めること。

(2) ALPS処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。

また、継続して厳格な海洋モニタリングを行うなど万全な対応を行うとともに、国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い分かりやすい情報発信を実施し、国内外からの風評被害が発生しないよう、国が責任をもって「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を確実に実行すること。

(3) ALPS処理水の処分については、海洋放出以外の処分方法およびトリチウム除去技術の継続検討を行うこと。

(4) 放射性物質の測定にかかる費用については、令和7年度以降も国の予算措置を継続すること。

7. 放射能教育について

国民の間で放射能に関する理解が進んでいないことから、高等学校の入学試験や国が関わる試験に放射能に関する設問を検討することや、遺伝子分野まで落とし込んでしっかりとした調査分析を行った上で、次世代以降へは健康影響はないという科学的エビデンスに基づいた情報発信を行うなど、こどもから大人まで幅広い年齢層が放射能に関する正しい知識を習得するとともに、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を国を挙げて取り組むこと。

さらに、国内外に対し、福島県の現状に関する正しい情報を発信し、風評を払拭すること。

8. 原子力発電所事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

(1) ALPS処理水の海洋放出について、一部の国や地域が日本産水産物等の輸入規制を継続し、国内の漁業者や水産加工業者を始めとする事業者に影響が生じていることから、輸入規制の早期緩和・撤廃に向けた更なる働き掛けを行うとともに、東京電力に対し、被害者の立場に立った賠償を確実かつ迅速に行わせること。

また、海洋放出は長期間にわたる取組であるため、新たな風評被害を発生させないという強い決意のもと、行動計画に基づき政府一丸となって、徹底した安全対策や正確な情報発信、農林水産業や観光業、商工業を始めとする幅広い業種に対する、万全な風評対策を徹底的に講じるとともに、新たな風評被害を最小にとどめるために自治体実施する風評対策の事業

について、引き続き、財政支援措置を講じること。また、それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、また、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、東京電力を指導することはもとより、国が前面に立って対応すること。

また、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

- (2) 被害を県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うよう、国が強く指導監督すること。
- (3) 観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (4) 農林水産業に係る営業損害については、農林水産物の価格が依然として低い傾向にあることや農業産出額の回復が遅れている状況を踏まえ、根強く残る風評を払拭し産地の競争力を回復するため、引き続き生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続するとともに、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を円滑に行わせること。

また、避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ事前に丁寧な周知・説明を徹底して行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行わせること。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応させること。

- (5) 原木しいたけの生産において、地元産原木が利用できない状況にあることから、原木の調達に係る経費の掛り増しについて、新規参入者と規模拡大意向者への賠償範囲の拡大、立木等にかかる財物賠償実現に向けて強く指導すること。
- (6) 商工業等に係る一括賠償については、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。

また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行わせること。

また、商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行わせること。また、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど、手続の簡素化に取り組みながら柔軟に対応し、被害者の負担を軽減させること。

また、同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、風評被害の相当因果関係の種類、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を公表・周知するとともに、書面で理由を明示するなど被害者への分かりやすい丁寧な説明を徹底して行わせること。

- (7) 「中間指針第五次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。また、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応させるなど、被害者優先の親身な賠償を行わせること。

また、東京電力の賠償部門の体制強化はもとより、福島県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行わせるとともに、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び

「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を厳守させること。

また、賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保した上で、対象となる賠償項目及び請求方法の分かりやすい表記、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応をこれまで以上に徹底して行わせること。

また、東京電力に対する様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応するなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底させること。

また、被害者への迅速な賠償が行われるよう、東京電力による損害賠償に必要十分な財源を確保すること。

- (8) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れさせ、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず、直接請求によって一律に対応させること。

- (9) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。

また、ADRによる和解仲介について、改めて広く県民に周知を図り、個別の事情についても確実かつ迅速な賠償がなされるよう取り組むこと。

- (10) 被災者に対する損害賠償を円滑に行うため、手続きを簡略化させるよう指導するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。

- (11) 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力が全額賠償するよう強く指導すること。

- (12) 放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされていることによる平成24年9月以降の精神的損害に対して、迅速かつ誠実に賠償を行わせること。

- (13) 自治体が原子力発電所事故に起因して負担した費用について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の自治体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。

- (14) 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の請求受付に関し、自治体の業務に過剰な負担が生じることがないように、自治体の業務支援を含め、誠意を持って対応させること。

- (15) 原子力発電所事故によって生じた目的税をはじめとする税金の減少分については、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応し、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

また、自主避難者の発生に伴う水道使用料金の減収や原子力発電所事故の風評により観光客が減少したことによる公立観光施設における逸失収入について、全て確実かつ迅速に賠償を行わせること。

- (16) 自治体が民間事業者と同等の立場で行う事業については、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を行わせること。

- (17) 自治体の財物の賠償については、自治体等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

- (18) 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の自治体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。

- (19) 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害へ

の対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

また、国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。

9. 住民の健康確保等について

(1) 原発事故に伴う健康管理対策に関して、国は責任をもって主体的に取り組むこと。また、福島県内の自治体に今後の方針等を説明及び意見交換を行うこと。

(2) 原発事故による風評の影響により医療人材が不足している被災地において、地域医療再生基金など医療人材確保のための医療機関等への支援や自治体への財政措置を継続すること。

また、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、医師の高齢化に伴う医業継承者の確保に向けた財政支援を講じること。

(3) 被災地においては、原発事故の影響による医師・看護師など医療従事者の慢性的な不足や医師の高齢化により、二次救急医療機関が未だに震災前の医療提供体制の回復にいたっておらず、さらに、夜間における一次救急医療体制の確保も困難であり、その結果、夜間における二次救急医療機関への負担が増大していることから、夜間における二次救急医療機関への負担軽減を図ること。

また、より強固な一次救急体制を確立するため、一次救急体制を再構築するとともに、継続的な運営に関する財政支援など、新たな支援体制を創設すること。

(4) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を継続すること。

(5) 全ての被災者の健康の確保、特に子どもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応への人的及び財政的措置を講じること。

(6) 内部被ばく検査・外部被ばく検査に係る機器更新などの経費や検査体制維持に係る経費は国が責任をもって負担すること。

(7) 福島県県民健康調査における甲状腺検査について、「県民健康調査」検討委員会では、先行検査から検査4回目までの結果に対する見解において、「甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」、「全体的に被ばく線量が低く、今後も一貫した関連は見られない可能性が高いが、特に、甲状腺等価線量が相対的に高く、かつ放射線に感受性の高い、原発事故当時乳幼児であった世代を今後しっかりとフォローしていくためにも、引き続き、見守りが必要である」と評価しているが、この評価も踏まえ、国においても、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討等を行い、被災者の健康状態について引き続き検証すること。

(8) 長期にわたり18歳までの医療費無料化を行うこと。

(9) 原発事故の影響により、要支援・要介護認定者が増加しているが、スタッフ不足により施設定員に達するまでの入所ができない状況が発生していることや、保育士が確保できず待機児童が発生している施設があるなど十分な福祉サービスが提供できない状況にあり、避難者の帰還を妨げる要因となっていることから、障がい者支援施設及び介護施設従事者、並びに、保育士及び幼稚園教諭の確保に向けた財政支援を講じること。また、令和6年度介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、このような被災地の現状も鑑み、改定前に戻すことを含め早期に見直すこと。

(10) 震災と原発事故の影響により多くの住民が避難・転出し人口減少が著しい地域において、魅力ある教育・保育内容を実現できる民間施設の運営体制を確保するため、こどものための教育・保育給付費の公定価格に特別な地域区分を創設するとともに、公立施設に対しても同様に財源を確保することにより、この地域における幼児期の教育・保育の安定的な提供を積極的に支援すること。

(11) リアルタイム線量測定システムについては、安全安心を確保するためのモニタリング体制に関する関係自治体の意見を尊重し、国としてあり方を検討するとともに、その費用負担は国が責任をもって対応すること。

また、可搬型モニタリングポストについては、今後の方針が示されていないことから、早期に方針を示すとともに、リアルタイム線量測定システムと同様に関係自治体の意見を尊重すること。

10. 農林水産業への支援について

- (1) 農林水産物について、風評被害対策として、国の主導により継続的な風評の払拭及び新たな風評を生まないためのあらゆる施策を講じるとともに、国内外に向けた安全性や魅力をPRする広報活動を展開すること。

また、ALPS処理水の海洋放出完了まで漁業者が安心して漁業を継続できるよう、「常磐もの」の販路拡大に係る支援や後継者対策を含めた長期的な漁業者支援を講じること。

- (2) ALPS処理水の海洋放出を踏まえ、福島県産農林水産物の販路拡大などの風評被害対策事業の強化及び各種PR販売事業に対し、長期的な財政措置を講じること。

特にALPS処理水の海洋放出に関して多大な影響を受ける水産業等における各種PR事業に対する財政支援について、試食用食材についても対象とするなど支援対象を拡大するとともに、適時適切かつ効果的な事業展開にも対応できるよう指令前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

- (3) 一昨年からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生していることから、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を行うこと。

- (4) 原発事故に伴い農産物等の輸入停止措置を講じている6の国や地域に対し、早期の規制撤廃を求める働きかけを行うこと。

また、ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域の科学的根拠に基づかない日本産食品輸入規制措置の撤廃を求めるなど、国が積極的に対策を講じること。

- (5) 被災地においてイノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策は困難であることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加していることから、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。

- (6) 野生動物肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、有害鳥獣による農作物被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう、復興財源の活用も含めて十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。特に、イノシシについては、その捕獲に係る助成金について、成獣・幼獣の区別なく、捕獲頭数に応じた十分な財政支援を行うこと。

- (7) 原発事故の影響もあり被災地域においては、農業分野における担い手の減少や高齢化が急速に進行しているなど、営農再開に向けた取組や新たな担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、第2期復興・創生期間後も除去や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備など営農再開に向けた支援を継続するとともに、担い手を確保・育成するための研修施設に対する新たな支援制度を創設すること。

また、被災地域全体における園芸作物・畑作物の振興がより一層図られるよう、一大産地化やブランド化などの事業を構築するとともに、その推進に対して財政支援を行うこと。

11. 産業の流出防止と支援について

- (1) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、第14次公募が最終となったところであるが、依然として工場等の新增設が不十分な地域もあることから、同等の補助制度を創設するとともに、工業団地整備及び産業集積拠点を結ぶインフラ整備に係る費用を対象とすること。

- (2) ALPS処理水の海洋放出による風評被害や嫌がらせ行為に対して、福島経済復興が後戻りすることがないように、新たに独自の基金や交付金制度など、補償等の対策を講じること。
また、風評払拭のため、国内外への情報提供や販路拡大等の取組を拡充し、継続すること。
- (3) 風評により落ち込む観光客の回復を図るため、観光誘客や観光需要回復に向けた取組、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者の誘客、復興の現状理解につながる浜通り地域と連携したMICEの開催・誘致・施設整備、観光資源の開発、観光地のハード整備などの各種施策に対する財政措置、訪日外国人も含めた受入のための宿泊施設の整備・改修等にかかる補助制度の充実など、国内外からの観光誘客に資するあらゆる施策を講じること。
また、支援の際は、手続きを省略化し、スピーディーかつ柔軟で利用しやすい制度設計とすること。

12. 新たな産業と雇用創出の支援について

- (1) 福島県を再生可能エネルギー先駆けの地とする福島新エネ社会構想の実現に向け、ペロブスカイト太陽電池の社会実装化等の太陽光発電、小水力・バイオマス・地熱発電を始めとした再生可能エネルギーの推進、蓄電池設備やFCバス、FCV等の普及拡大、水素ステーションなどの供給体制の整備、水素エネルギーシステムの開発等に対する支援、設置技術基準や保安検査の更なる規制緩和など総合的かつ積極的な支援を行うとともに、GX及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援を行うこと。

また、電力会社と連携して、国が主体的に広域的な系統利用システムの構築や送電網強化に取り組むこと。

また、避難指示区域が解除された区域においては、原発事故に伴う避難指示の影響により空き地が増え、復興の過程で土地利用が定まってく隙間をつくかたちで市街地や農地等に、太陽光発電設備が無秩序に設置され、本来であれば高圧太陽光発電設備(50KW以上)のものが、低圧太陽光発電設備(10~50KW未満)として、分割して国にFIT認定申請されていると考えられる事案が散見されており、復興の妨げになっている。また、非FIT案件についても令和4年4月の電気事業法施行規則の改正でFIT法同様の分割案件に係る設置規制が設けられたものの、国に対する申請行為自体が発生しないため、FIT案件以上に意図的な分割案件に対する規制が難しくなっている。今後、さらに非FIT案件が増えることが見込まれることから、FIT法及び電気事業法の分割案件について、「発電事業者」又は「登記簿上の地権者」が同一の場合に加え、産業用太陽光発電の施工販売を行う事業者が、隣接した土地などにおいて、複数の太陽光発電を販売する目的で設置する場合も分割案件の対象とするなど、FIT制度の根本的な問題点を解消するため、FIT認定に係る審査基準の見直しや審査の厳格化など実態を踏まえた対策を早急に講じること。

- (2) 福島・国際研究産業都市構想(福島イノベーション・コースト構想)の更なる推進を図り、福島県全域で復興・創生を実現するため、福島の新たな産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向けた「重点推進計画」を着実に推進するものとし、産業振興に向けた創業・進出・成長支援、そのための規制緩和、資金調達の円滑化、深刻な人材不足の解消等に向けた必要な措置を講じること。
- (3) 福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、地域の実情や特性を十分に踏まえながら、地域を取り巻く環境の変化やこれまでの成果を踏まえた施策の見直しを行い、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」において目標としている2030年頃の目指すべき姿を改めて共有した上で、第2期復興・創生期間以降も、引き続き、国が前面に立って、取組を一層加速化させるために、十分な財源を確保するとともに、継続的な支援を行うこと。
- (4) 創造的復興と持続的な産業基盤の形成を実現するため、国は、福島県立医科大学や福島大学などの研究機関との連携強化及び高速交通網や福島県内の地域資源の活用を図りながら、福島イノベーション・コースト構想や福島国際研究教育機構(FREI)の事業を浜通り地域だけでなく福島県内各地域に広く進め、関連企業の誘致や先端産業の集積を図ること。

- また、福島県内全域において、移住・定住等の促進に資する取組を強力に推進すること。
- (5) 福島ロボットテストフィールド・国際産学官共同利用施設が国内外のロボット関連企業に活用されるよう情報発信を強化するとともに、ワールドロボットサミット 2025 の後継事業や当該大会に代表されるような大規模イベントの開催を通じて、広く一般の認知度向上に繋げることで、福島ロボットテストフィールドを核とした産業に必要な人材誘導や産業の活性化に向けた取組を支援すること。
- (6) ロボット産業を集積させるため、企業立地を促す「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」や企業の技術革新を促す「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」について、同様の支援内容で第 2 期復興・創生期間後も継続すること。また、マッチング促進支援など既存企業への支援を強化するとともに、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」など被災事業者の帰還・再建を促す支援についても、同様の支援内容で第 2 期復興・創生期間後も継続し十分な予算を確保すること。
- (7) 福島イノベーション・コースト構想の下、産学官連携による地元企業の新たな事業展開や取引拡大、地域外からの企業・人材等の誘導、人材育成や交流人口の拡大等に向けた取組を促進させるため、ロボット・ドローン、航空宇宙など重点 6 分野に取り組む地元企業の活動を引き続き支援するとともに、広域的なネットワーク構築に向けた各種支援策を講じること。
- また、新産業の創出等にチャレンジするベンチャービジネス、スタートアップ企業等を一層呼び込むためインキュベーション施設の整備やスタートアップ支援の拡充に取り組む自治体に対して財政支援を行うこと。
- また、地域教育水準の向上とグローバルな人材の育成、新たな農業の担い手など、福島イノベーション・コースト構想を担う地域の人材育成に係る取組への支援を行うこと。
- (8) 福島国際研究教育機構（F-R E I）について、浜通り地域が一体となり面的な拠点形成することが重要であるとともに、新産業創出等研究開発協議会等を通じて福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って、引き続き先頭に立ち機構の体制充実や財源の確保など特段の配慮を講じること。
- また、福島国際研究教育機構（F-R E I）の効果を広域的に波及させるためには、JR 常磐線の利便性向上が必須であり、東日本旅客鉄道株式会社に対し、常磐線の特急等の増便を働き掛けるとともに、必要に応じて運行に関する財政支援を検討すること。
- (9) 福島国際研究教育機構（F-R E I）における研究開発の産業化にあたっては、福島県内全域における研究開発成果の社会実装化や新産業創出の早期実現を図るため、対象地域を浜通りに限定することなく、中通りや会津地方を含めた福島県内各地域へのサテライトオフィスの設置や情報交換の場の設定など、技術開発・実証等に積極的に取り組む企業や自治体等との産学連携に向けた具体的な体制構築を検討すること。
- (10) 福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生基本方針に則して、内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画において「常磐自動車道のインターチェンジから各拠点へのアクセス機能、及び各拠点間を結ぶアクセス道路網の強化を図る」とされたことを踏まえ、福島イノベーション・コースト構想の実現を図るため、福島ロボットテストフィールドと南相馬インターチェンジを結ぶインターアクセス道路（主要地方道原町川俣線）について、早期整備のため十分な支援を講じること。
13. 原子力被災地域の被災者支援の充実について
- (1) 避難指示区域等における国民健康保険被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援の見直しを踏まえ、長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援を行うとともに、コールセンターの設置に係る支援について継続すること。
- (2) 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置について、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減し、家族や地域との関係性を維持し、

帰還を促進するため、適切に継続すること。

- (3) 母子避難者等に対する高速道路無料措置に関する事務については、国が主導的に進めるべきものであることから、当該業務を自治体を実施させる場合は、明確な根拠を示し、人件費や事務費等の経費について、国が責任をもって負担すること。

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

(東北市長会)

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。東北地方においても、近年、前線や台風による風水害、地震災害が頻発しており、令和元年東日本台風、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖を震源とする地震災害、令和4年8月の大雨災害、令和5年台風第13号、令和6年7月の大雨災害など大規模な災害や令和7年2月の記録的な大雪による災害の発生により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保をするため、令和3年5月に災害対策基本法が改正されるとともに、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正され、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化されたところである。

地方自治体においては、道路・橋梁や公営住宅などの公共施設、水道・下水道施設などの老朽化への適切な対応が求められており、計画的に取り組むための財源確保が課題となっている。同時に、人口減少の著しい東北において災害に強く、基幹となる道路ネットワークや港湾、空港の機能強化が望まれている。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び地方創生に向けた支援の充実強化を図るよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 国土強靱化、防災減災対策の計画的な推進について

(1) 近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、労務費及び資材高騰を考慮の上、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、改正国土強靱化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後においても切れ目なく国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画に基づく必要な予算・財源を通常枠とは別枠で確保すること。

(2) 「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」等について、着実に地域における防災・減災対策を実施するとともに、更なる対策が強化できるよう対象事業の拡充、交付税措置率の引上げや事業期間の延長を図り、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するとともに、期間を延長する場合は早期に方針を示すこと。

(3) 国管理の河川については、単なる復旧だけではなく、今後発生し得る大雨災害に備え、抜本的な河川改修、堆砂除去、流域内にあるため池や調整池等の既存ストックを活用した貯留施設への改築などの治水対策を実施するとともに、必要な予算を確保すること。

また、県や市町村が管理する河川については、河川管理者である各自治体に対し、抜本的な改修及び堆砂除去などの治水対策を実施するための財政的・技術的な支援を含めた措置を講じること。

さらに、想定以上の出水に対しても被害を最小限に抑えるため、国は流域市町村と連携し、「流域治水」による本川・支川及び流域の内水対策の更なる推進を図ること。また、「流域治水プロジェクト」において、ハード・ソフト一体での流域対策が確実かつ早期に実施されるよう、財政的・技術的な支援を行うとともに、必要な事業を計画的に執行ができるよう、十分な財政措置を講じること。

(4) 道路、河川、上下水道等の基盤を強化するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全

交付金の財源を十分に確保すること。

- (5) 社会資本総合整備計画に基づき、継続した事業の実施が確実にできるよう、社会資本整備総合交付金について、十分な予算を確保すること。また、地方においては、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済を回復させるために、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

併せて、地域経済の回復を効果的に促進するため、用途を限定せず自治体の裁量で公共事業へ充当できる交付金制度を創設すること。

- (6) 降雪期の過酷な雪国の現状を踏まえ、特に過疎化・高齢化が進行し、単なる除雪だけでなく、小雪時においても除雪機械及び人員の待機補償措置による常時除雪体制の維持を図るなど、地域住民の安全・安心な生活を守らなければならない自治体としての役割が増加している観点から、除雪費の財源充実・確保を図ること。

また、豪雪災害からの復興に向けて、地域経済の活性化を支援する制度の確立及び必要な財源の確保を図ること。

- (7) 地方都市においては都市基盤や建築物の老朽化、空き地や空き店舗の増加などにより、都市の魅力の低下や活力の減退が危惧されている。今後の市街地のあり方として、コンパクト・プラス・ネットワークの概念のもと、エリアの価値と持続可能性を高める更新を図っていく必要がある。積雪寒冷特別地域においては、このようなまちづくりによる除排雪経費の節減効果も期待され、市街地再開発事業等によるコンパクトな市街地形成の重要度が非常に高まっている。

しかしながら、近年、建設労働者の処遇改善に伴う人件費の上昇や、資材価格の高騰傾向が続いている。加えて、積雪寒冷特別地域では、冬期間における除排雪費用の負担や、その人材確保などが厳しさを増している中で、建築物における積雪荷重、断熱対策及び落雪対策を考慮した設計施工が必要である。道路や公開空地等においても消雪機能の整備が不可欠となる。建築工事においても、冬期間における進捗率の低減や、低温に対する仮設や養生の対策に相当の経費が必要となるなど、積雪寒冷特別地域ならではの事業負担が必要であり、他地域より厳しい事業環境にある。

よって、積雪寒冷特別地域について、その特性を考慮し、再開発事業等に関する国の補助率の嵩上げや、財政措置の拡充など、持続可能な社会の早期実現に向け、特段の措置を講じること。

- (8) 頻発する災害や物価高騰なども踏まえ、継続的・安定的に対策を進めるため、過去の5か年加速化対策を大幅に上回る規模で、必要な予算・財源を確保すること。

2. 都市間をつなぐ道路ネットワークの強化について

- (1) 日本海沿岸東北自動車道の早期整備・早期完成を図ること。

①二ツ井白神 I C から蟹沢 I C 間「二ツ井今泉道路」の整備促進を図ること。

②洋上風力発電拠点化の整備が進められている能代港の利活用促進と県北地域の経済の更なる発展に向けた「能代地区線形改良」、「種梅入口交差点改良」、「荷上場地区交差点改良」の整備促進

③「遊佐象潟道路」の整備促進

④暫定2車線供用区間の4車線化を早期実現

⑤日本海沿岸東北自動車道の平常時・災害時を問わない安定的な輸送確保のための機能強化や重点支援

- (2) 秋田自動車道は、秋田県と岩手県を結ぶ重要路線であり、特に、秋田県、岩手県の秋田自動車道沿線は、部品製造等の企業進出が顕著となっており、日本海から三陸沿岸までの交通帯は、世界的企業を支える生命線でもある。以上のことから、次の通り整備促進を図ること。

①北上 J C T ～大曲 I C 間の早期全線4車線化実現

- ②湯田 I C～横手 I C間へのスマート I C設置に係る広域的検討への支援
- ③暫定 2 車線供用区間の 4 車線化の早期実現
- (3) 東北中央自動車道「新庄・湯沢」間の整備促進を図ること。
 - ①「真室川雄勝道路」、「金山道路」、「新庄金山道路」の整備促進と早期完成
- (4) 西津軽能代沿岸道路の整備促進に必要な支援を図ること。
 - ①西津軽能代沿岸道路については、国道 101 号では満たせない定時制・速達性を果たし、防災上の観点からも浸水区域の迂回や代替機能を有した新広域道路交通ネットワークの形成に必要な不可欠であることから、早期整備が実現するよう路線調査の早期実現を図ること。
- (5) 国道 7 号の整備促進を図ること。
 - ①日本海国土軸に位置付けられている国道 7 号については、今後とも住民の安全安心と太平洋側の交通網の代替機能を確保する必要があることから、暫定 2 車線供用区間の 4 車線化や線形改良、渋滞対策としての交差点改良、緊急輸送道路としての機能強化のための無電柱化等の整備を促進し、日本海沿岸東北自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。
- (6) 国道 13 号の整備促進を図ること。
 - ①秋田・山形・福島 の 3 県を縦貫する極めて重要な産業基幹道路である国道 13 号の安全で円滑な交通環境を確保するため、横手北道路の早期事業化や暫定 2 車線区間の 4 車線化整備を促進し、東北中央自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。
- (7) 国道 46 号の整備促進を図ること。
 - ①盛岡秋田道路「生保内～卒田間」の整備計画を早期に策定すること。
 - ②仙北市田沢湖刺巻地内の「刺巻線形改良(老朽橋架け替え)」を早期に完成させること。
 - ③重要物流道路指定を受けた国道 46 号については、バイパス整備や線形改良、交差点改良等の整備を促進し、重要物流道路としてその機能の早期発現を図ること。
- (8) 国道 105 号の整備促進を図ること。
 - ①「本荘大曲道路」の整備促進に必要な支援を図ること。
 - ②「大曲鷹巣道路」の整備促進に必要な支援を図り、北東北の物流や地域経済活性化、観光振興に資する、冬期障害・災害に強いネットワークを確保すること。
 - ③引き続き、大覚野峠防災の整備促進を図ること。
- (9) 国道107号白石峠区間改良整備の早期着工に向け必要な公共事業費を確保し、道路の機能強化を図ること。
- (10) 国道107号未改良区間（荷沢峠）の整備の早期事業化への支援を行うこと。
- (11) 三陸沿岸道路の沿岸市町村における防災機能の強化や地域活性化等を図るため、三陸沿岸道路全体の機能強化計画の策定を進めること。
- (12) 三陸沿岸道路の開通後に見えてきた新たな課題（通行止めの頻発、速度低下、休憩施設の不足、I Cの利便性向上等）の解決のための機能強化を図ること。
- (13) 宮古盛岡横断道路「田鎖臺目道路」及び「箱石達曾部道路」の整備促進を図ること。また、計画路線全体にわたる高規格化を図り、災害に強い「命の道」を国により整備すること。
- (14) 「国道340号和井内～押角工区」等の社会資本の整備を着実に実施するための必要な公共事業費を確保すること。
- (15) 宮古盛岡横断道路、国道340号の全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善について、早期事業化や通信事業者への支援を、引き続き進めること。
- (16) 「構想路線」（仮称）久慈内陸道路について、高規格道路への指定に向けた取組を推進し、県北沿岸地域と県都盛岡市を結ぶ国道 281 号を最速・最短ルートで全線を整備するとともに、主要地方道久慈岩泉線を含めた幹線道路網を早期に整備するための必要な財源を十分に確保すること。
- (17) 令和 3 年 3 月に 4 車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の

早期完成及び、令和6年3月に事業許可を受けた富谷 JCT のジャンクションフル化について整備促進すること。

- (18) 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- (19) 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- (20) 三陸沿岸道路上り線矢本パーキング隣接地に整備された「道の駅東松島」について、下り線矢本パーキング利用者も円滑に利用できるよう連絡道等を整備し、三陸沿岸道路利用者の利便性・サービス向上を図ること。
- (21) 災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化を図るため、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確認するため、高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- (22) 仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化を早期に実現すること。
- (23) 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道 4 号と常磐自動車道及び国道 6 号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。
- (24) 国道 4 号の宮城県内における 4 車線拡幅の未事業区間（白石市斎川～大平森合地区・大崎市古川荒谷～栗原市清水豊田地区）についての早期の事業化及び事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）の早期供用を図ること。
- (25) 緊急輸送道路である国道 47 号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘、視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道 47 号県境部道路改良整備（バイパス化）」の早期実現を図ること。
- (26) 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道 108 号古川東バイパスについて、着実に事業を推進すること。
- (27) 産業と観光振興を支援する「国道 108 号石巻河南道路」の早期整備を図ること。
- (28) 福島市北部地域においては、慢性的に渋滞が発生している状況に加え、新たな道路整備により混雑が増大していることから、福島都市圏北部の交通の円滑化に向け国道 4 号福島北道路の計画を早期に策定すること。
- (29) 地方創生による地域の自立と活性化を促し、将来にわたって安心して快適に暮らせる持続可能な地域づくりを支えるため、地方の都市及び地域拠点のコンパクト化とそれらを結ぶ道路ネットワークを構築するとともに、道の駅などの拠点の整備・機能強化を推進すること。
- (30) 防災・減災、国土強靱化について、地域の安全・安心のために、昨今の激甚化する風水害や大規模な地震、豪雪等の災害から地域住民を守るため、高規格道路等の未整備区間の解消及び暫定 2 車線区間の 4 車線化、高規格道路と直轄国道によるダブルネットワークの構築や重要インフラの防災・減災対策を推進すること。

3. 道路・橋梁や公共施設の維持・管理の推進について

- (1) 道路・橋梁については、老朽化に伴う調査、点検、管理、維持修繕、更新に係る国の補助制度及び地方債措置等の財政措置を拡充すること。また、道路メンテナンス補助事業や長寿命化に対する支援のみならず、自然災害や老朽化等により突発的に発生した事案において、地方自治体が緊急的に実施する対策及び点検等に係る費用に対しても柔軟に財政支援を行うこと。
- (2) 道路、橋梁などの老朽化対策への早急な対応ができるよう引き続き十分な予算配分を行うとともに、中長期的視点に立った計画的な取組により公共事業の安定的・持続的な確保を図ることが不可欠であるため、効率的・効果的な包括的民間委託などの新たな維持管理の手法

や制度に対し、財政措置等の支援を行うこと。

- (3) 令和6年能登半島地震において道路等のインフラが甚大な被害を受け、集落の孤立が多発・長期化したことを踏まえ、災害時に避難経路や緊急輸送道路として安全に使用できるよう、多額の費用がかかる橋梁の耐震化について、個別に補助制度を創設するなど、必要な財政措置を講じること。
- (4) 公営住宅、学校などの公共施設については、老朽化に伴う調査、点検、管理、維持修繕更新に係る国の補助制度及び地方債措置等の財政措置を拡充すること。
- (5) 上下水道施設については、点検・管理、更新を持続的に実施できるよう必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。また、水道施設の統廃合により廃止となった浄水場などの浄水施設、配水池やポンプ場などの配水施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設すること。
- (6) 頻発する地震や暴風・豪雨により浄水・排水施設や水道管路のほか、圧送ポンプや電気設備等が被災した場合、住民生活において多岐にわたり深刻な影響を及ぼすため、迅速な応急対応が求められるが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に水道が追加となり施設復旧に対する財政支援は拡充されたものの、電気設備等の復旧は対象外であるため、電気設備等復旧に対する財政支援制度を創設すること。

また、水道施設の耐震化を図る防災・安全交付金（水道・下水道事業）について、令和6年能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、資本単価要件に加え加速要件が設けられるとともに、対象施設の拡充や補助率の引上げ、個別補助として水道基幹施設耐震化事業の創設がなされたが、依然として厳しい採択基準となっていることから、資本単価の要件及び加速要件を緩和すること。

- (7) 上水道事業は、人口減少による使用料収入の減少に加え、老朽化施設の更新等に莫大な事業費を要することから経営を圧迫している状況であり、計画的な施設の維持管理ができなくなった場合、水道管の老朽化に伴う濁りの発生、漏水による断水、道路陥没事故等の重大事故の増加により市民生活に支障を来し、人命等に関わる責任問題へ発展する可能性があることから、上水道事業に係る更新等の財政支援体制の確立及び補助採択基準の緩和を図ること。

また、急激な人口減少社会の到来や経営基盤強化を目的とした広域連携等に呼応した水道施設の再配分・再構築が急務であることから、これに伴い、廃止・縮小となる計画的な水道施設の解体撤去等に係る費用に対する財政支援制度を創設すること。

- (8) 水道事業者においては、高度経済成長期に拡張工事を行った配水管が更新時期を迎えており、漏水の防止に努めるとともに、有収率や耐震化率の向上を図るため、耐用年数を経過した配水管の計画的な更新工事を実施している。

基幹管路以外の配水支管については、水道管路の大部分を占める一方、避難所等重要施設に接続する配水支管を除き、国の防災・安全交付金の補助対象外となっているため、その更新費用は、水道事業経営に大きく影響している。

水道料金の値上げを実施したとしても、基幹管路以外の配水支管の更新を十分に実施できるだけの財源確保は大変厳しい状況となっている。

このことから、着実な管路更新及び平準化を図るため、配水支管の更新事業に対する防災・安全交付金の制度を拡充すること。

- (9) 下水道事業を国策として普及促進を位置付けていることから、施設の点検・調査・更新に係る費用、維持管理情報のデジタル化を含めたストックマネジメントサイクルの確立に要する費用等、老朽化対策全般に関する地方自治体で賄いきれない財政負担について、引き続き更新等の予算を確保し各自治体へ十分に措置すること。
- (10) 令和9年度以降の汚水管改築に係る国費支援の要件とされているウォーターPPPについて、移行までの期間が短く事業方針決定に時間を要するため、一定期間の経過措置を設けるとともに、「長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式」の導入について、要

件適用までの期間や国費支援を含む運用等について柔軟に対応すること。

また、自治体が実施する下水道の基幹事業と一体となつて行う末端管渠整備について、平成 27 年度から社会資本整備総合交付金の対象外となつたが、汚水処理施設の概成の実現に向け、社会資本整備総合交付金の効果促進事業の対象とすること。

- (11) 自治体間の広域連携により、一部事務組合として生活機能を維持する一般廃棄物処理施設について、統廃合により廃止となつた際、2 つ以上の施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を拡充すること。

4. 港湾の災害対応と機能強化について

- (1) 船舶の入出港と荷役作業の安全性を確保するため、早急に港内の静穏度対策を行うこと。
- (2) 災害発生時における災害派遣、物資、避難者等の輸送手段を確保するため、早急に岸壁の耐震化を行うこと。
- (3) 重要港湾小名浜港におけるカーボンニュートラルポートの形成に向け、次世代エネルギーの大規模受入基地の候補地とされている東港地区の静穏域確保のため、沖防波堤及び第二沖防波堤等の早期整備を図ること。

5. 想定される最大級の津波・洪水への対応等について

- (1) 津波避難タワーや避難経路等の整備費用に対する国の補助に係る特例措置適用後の自治体負担分についても、充当率及び交付税措置率の高い地方債を活用できるよう、財政措置を拡充すること。
- (2) 令和10年度の概成及び令和15年度に完成を目指している久慈港湾口防波堤の整備を推進するため、必要な財源を確実に確保すること。
- (3) 避難場所等の整備費用に対し、既存の交付金事業において津波避難対策用予算枠を設けるなど十分な財源を確保するほか、充当率及び交付税措置等が高い地方債の活用を通じ自治体の財政負担の更なる軽減を図るとともに、防災対策に対する自治体への助言を行うこと。
- (4) 公表された浸水想定区域内に立地している、避難場所及び避難所に自治体が指定している学校や行政施設の移転・建設に要する経費について、財政支援を行うこと。
- (5) 一級河川北上川左岸の新堀地区（石鳥谷大橋下流）及び八重畑地区（東雲橋下流）について、北上川新堀地区及び八重畑地区の治水対策のため、輪中堤整備等、早期の事業着手をすること。また、両地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても事業着手すること。
- (6) 一級河川北上川の井戸向橋付近から下流の右岸側約 3.0 km 区間（北上川八幡地区）について、早期の堤防整備を行うこと。
- (7) 一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸側約 2.0 km 区間（北上川宮野目地区）について、早期の堤防整備を行うこと。
- (8) 一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側（北上川外台地区）は、平成 15 年度事業において延長 0.6 km の堤防が整備されたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約 1.2 km の堤防整備を行うこと。
- (9) 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年度～令和 2 年度）においては、北上川八幡地区及び八重畑地区において樹木伐採を、朝日橋下流、新堀地区において河道掘削を実施していただいたところであるが、引き続き、樹木伐採や堆積土砂撤去など適切な河川管理の一層の推進を図ること。
- (10) 北上川水系猿ヶ石川右岸の東和地域安俣地区（矢崎橋付近から上流右岸約 1.0 km）と同左岸の南成島地区（毘沙門橋付近から上流左岸約 0.5 km）の無堤防区間について、堤防整備等による河川改修に早期着手すること。
- (11) 「花巻地区かわまちづくり計画」の登録について
北上川を活用した地域活性化を進めるため、「花巻地区かわまちづくり計画」のかわまちづくり支援制度への登録に向けた取り組みについて支援すること。また、登録後においては、計画に基づく事業の取り組みについて支援すること。

6. 空港の防災拠点と機能強化について

(1) 福島空港については、平成 29 年 10 月に福島県が警視庁と「福島空港における富士山等の噴火時の退避場所確保に関する覚書」を締結するなど、防災拠点として期待が高まっており、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震への対策が急務である状況にあつて、広域的な支援体制も含めた防災対策の必要性がますます高まっていることから、福島空港を中心とした周辺地域を、首都圏などの補完機能を備えた東北圏域の防災施設の中核となる基幹的拠点として位置付けること。また、広域防災拠点としての機能を、国の防災基本計画などにおいて位置付けること。

(2) 青森県の三沢空港は、昭和 50 年の供用開始以来、県南・下北地域及び岩手県北地域における高速交通の要衝として、青森県の経済社会の発展や観光振興、県民生活の向上に大きな役割を果たすとともに、米軍三沢基地、原子燃料サイクル施設、ITER 関連研究施設等の関係者における交通拠点として重要な役割を担っている。

三沢空港発着路線としては、日本航空(株)による東京羽田線及び大阪伊丹線のほか、北海道エアシステム(株)による札幌丘珠線が就航している。これまで三沢市を始め、関係機関等において、各種利用促進活動に努めてきたこともあり、各航空路線の利用率も高まり空港利用者も増加する一方で、駐車場の満車状態が恒常化しており、繁忙期には駐車場が不足している状況にある。

三沢空港の利用者が安定的に駐車場を利用できるように、バリアフリー化や駐車場相互間の連続性の確保など、三沢空港の一体的な整備を行うこと。

7. 令和元年東日本台風からの復旧・復興について

(1) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおいて、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づき、堤防未整備箇所の早期整備や河道掘削、樹木伐採等に取り組むとともに、大規模災害が頻発している昨今の状況を鑑み、期間終了後も継続して河川の治水対策促進を図ること。

(2) 令和元年東日本台風の被災企業等が今後も安心して市内で事業が継続できるよう、被災企業等が同一市町村内へ移転する場合の支援制度の創設、大企業等を含めた被災事業者全てが対象となる支援制度の拡充、グループ補助金における補助対象の拡大、かさ上げなど浸水被害への自衛措置に係る支援制度の創設など、必要な支援を行うこと。

8. 被災者生活再建支援制度については、令和 2 年 12 月の改正により「中規模半壊」区分が追加され、対象範囲が拡大したものの、災害時における生活再建等に係る資金確保には十分ではないことから、被災者の実態等を踏まえ、支援金の増額や対象範囲の拡大など更なる見直しを図るとともに、被災者への迅速な支給を実現し、申請に伴う被災者の負担軽減及び被災自治体の事務を軽減するため電子申請による手続きの簡素化を図ること。

9. 大規模盛土造成地等の安全対策について

(1) 大規模盛土造成地の安全対策については、変動予測調査の実施結果を公表することにより、住民への理解を深めていくとともに、危険箇所の滑動崩落防止工事を進めることが重要であるとされており、このため国は宅地耐震化推進事業を創設し調査や工事を行う自治体を支援しているが、変動予測調査や滑動崩落防止工事は多額の費用を要すること、住民の生命と財産を守るとともに持続可能な経済成長を促すためには周辺に家屋が少ない工業団地などについても対策工事が必要であることから、宅地耐震化推進事業の交付率の引上げ及び交付要件の緩和を図ること。

(2) 山地で多く開発される大規模太陽光発電施設や風力発電施設について、森林法の見直し以前の計画も含め、景観の破壊や土砂災害等が発生する恐れがある計画に対して、法規制を強化すること。

また、設置計画等への対応については、自治体が環境影響評価書の事業者見解に関与できる段階を設け、対応が不十分と自治体が申し出た場合には第三者機関が審議し、評価書を再提出するよう勧告するとともに、認可された工事計画に虚偽や過少申告等がある場合の罰則規定を取り入れること。

加えて、環境アセスメント図書を縦覧後も閲覧できる規定に法改正すること。

10. その他命を守る対策の推進について

- (1) 指定管理鳥獣に指定されたツキノワグマについて、個体数調査を進め。適正な個体数の管理、出没防止対策の支援を行うこと。
- (2) ツキノワグマが人間の生活域に出没する場合、その多くが河川を移動して進入してくることから、国が管理する河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の刈払いを積極的に進め、継続して実施するとともに、県が管理する河川についても雑草等の刈払いが円滑に行えるよう支援策を講じること。
- (3) クマ類の市街地出没時の迅速・安全な現場対応を目的として改正された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 38 条について、対応に当たる自治体及び鳥獣被害対策実施隊等に過度の責務や過失補償責任が及ばないように、運用について十分に配慮すること。
- (4) 消防団における 3.5 トン以上の消防車両を運転するためには、消防団員は平成 29 年 3 月に施行された改正道路交通法による準中型自動車免許を取得する必要があるが、免許取得費用や教習所入校等の負担が生じることから、新入団員を含めた消防団員の確保にも影響が出ており、また、自治体において 3.5 トン未満の消防車両に全て更新するまでには多くの年数がかかるため、道路交通法第 85 条を改正し、消防団員が消防車両を運転する場合に限り、普通自動車免許でも準中型自動車を運転できる例外規定を設けること。

11. 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を令和 7 年度以降も継続するとともに、民間所有の津波避難ビルの改修への支援や、現在は対象外とされている食料・水・毛布などの災害備蓄品について幅広く対象とするなど、当該交付金の対象経費を拡充すること。

公立病院の運営に係る財政支援に関する決議

(東北市長会)

公立病院は、地域の命を守る最後の砦として、収益性の低い分野を抱えながらも各医療圏の中核的役割を担い、地域医療を支えているが、新型コロナウイルス感染症の流行や物価上昇などの社会情勢の変化は、その経営に大きな影響を与えている。

新型コロナウイルス感染症は依然として患者の増減を繰り返しており、病院側が受入患者の抑制を余儀なくされることにより、入院収益が大きく減少しているほか、医師、看護師等医療資源の不足、加えて、電気料金や燃料費、運送コストの高騰に伴うあらゆる物品調達額の上昇などにより、病院経営は壊滅的な状況に陥っている。

また、救急医療等不採算部門に係る経費については、厳しい財政状況の中で総務省が示す操出基準に基づき各自治体が負担しているが、持続可能な地域医療体制を確保していくためには、更なる財政支援が不可欠となっている。

医療サービスは、公定価格によって報酬が定められており、物価高騰や賃上げを適時価格転嫁できない仕組みとなっていることから、全国市長会は、厚生労働省に対し、「地域の医療機関、介護施設、障害者福祉施設等の物価高騰対策等に関する緊急要望」を提出し、①物価高騰等の現下の社会経済情勢が、医療機関等の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、緊急に十分な財政支援を講じること、②地域で持続可能な提供体制を維持していくため、診療報酬等について、社会経済情勢等に応じて、改定期を待たずに必要な見直しを行う仕組みを導入するなど、柔軟に対応すること、を求めている。とはいえ、とりわけ公立病院にあっては、救急医療等民間病院が担い難い分野を抱え地域医療を支えており、上記要望にある診療報酬制度の見直し等に加え、不採算部門の支援に重点を置いた財政支援の仕組みが必要である。

よって、国は、地域医療の担い手である公立病院が、収益減、費用高騰を克服し、安定した地域医療を継続して提供できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 公的病院への財政支援の拡充について

- (1) 特例的措置として不採算医療等による経営困窮に対し、速やかな経営支援策を講じること。
また、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- (2) 平成15年度から病院事業債の繰出基準を2分の1に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3分の2に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。

2. 病院への繰出金に対する地方交付税の積算単価について

持続可能な地域医療提供体制を確保していくため、病院開設自治体からの繰出金に対する地方交付税措置の各単価等について、次のとおり見直しを図ること。

- (1) 普通交付税については、病院の病床単価及び救急告知病院の病床単価、基準額を引き上げること。
- (2) 特別交付税については、不採算地区（中核）病院の病床単価を引き上げること。
また、特別交付税の算定において繰り出し額に減額する措置率を乗じることとした現行の算定方法は、撤廃すること。
- (3) 地方交付税の算定においては、緊急時のバックアップ機能の維持に着目し、許可病床数を算定の基礎とすること。

3. 診療報酬制度の速やかな見直しについて

現行の診療報酬制度では急激な物価上昇に対して適正な対策が講じられていないことから、2年毎の改正を待たずに社会情勢の変化を診療報酬に反映するなど、診療報酬制度の速やかな

見直しを図ること。

4. 病院事業における消費税の見直しについて

病院事業における消費税処理は、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担するなど、病院経営に多大な影響を与えているとの指摘があったものの、制度の見直しは行われず、税率引上げの度に病院経営への影響は大きくなっており、さらに、全国的な建設費の高騰により病院整備に伴う控除対象外消費税の増加も大きく懸念されることから、経営体に負担を求める現行制度の速やかな見直しを図ること。

5. 夜間急患センター及び小児初期救急センターへの財政支援について

夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、無床診療所の休日夜間急患センター及び小児初期救急センターを対象にしているが、医師不足や働き方改革により交代勤務が可能となる地域の基幹病院において同機能を持つ場合も対象とすること。

米国の関税措置及び物価高騰等を踏まえた経済対策を求める決議

(東北市長会)

円安や不安定な世界情勢を受けた、原材料やエネルギー、食料品等の価格高騰の長期化は、昨今の米の価格とも相まって、市民生活や事業活動に大きな影響を与え続けている。加えて、米国による相互関税等の一連の関税措置は、対米輸出の減少やそれに伴う企業の業績悪化等、幅広い産業や市民生活にさらなる打撃となるおそれがある。

東北地方の企業においても、規模・産業を問わず影響を懸念する声が上がっており、とりわけ各産業の中で最大の割合を占める製造業においては、自動車産業をはじめとして、より深刻な状況となることが危惧されている。また、既に設備投資の差し控えや賃上げの見送り等、景気減退につながるような動きもあり、早急な対策が必要となっている。

地域経済がコロナ禍の低迷からも抜け出し切れていない中、関税や物価高騰等の動向により、市民や事業者を取り巻く環境は、より一層不透明感を増しており、経済の発展を図るためには、4月下旬に決定された、米国関税措置に対する国の総合経済対策である、「緊急対応パッケージ」による対策を継続して実施するとともに、東北の農水畜産業への支援や、企業の収益力や生産性の向上、経営改善支援、経済情勢に的確に対応した事業環境の整備等、各般の取組みを強力に推し進めることが必要である。

よって、国は、米国の関税措置や物価高騰による影響に対し、これまでの対策に加え、さらなる経済対策を実施することにより安定した市民生活や事業活動の確保を図り、地域経済の持続的な発展に資するよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 各自治体が地域の実情に応じ市民生活支援や企業への支援策を展開できるよう、柔軟に活用できる交付金等の財政措置を行うこと。
2. 企業への経営改善支援策として、既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。
3. 中小企業の資金調達策として、外部資本を取り入れて資本強化を行う「エクイティ・ファイナンス」に関する支援メニューの拡充や、借入れと増資の中間的な特徴を持つ「メザニン・ファイナンス」の融資限度額及び利率等の見直しを行うなど、中小企業への資金繰り支援策についてより一層の充実強化を図ること。
4. 物価高騰等に対応して中小企業が適切に賃上げを進められるよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の収益力向上に資する生産性向上や高付加価値化等のための取組みへの支援の強化を引き続き実施すること。
5. 米価に係る備蓄米放出の影響を精査するなど、その効果検証に努めるとともに、米の市場価格適正化に向けた対策を継続的に講じること。
6. 飼料価格やエネルギー価格等の高止まりが続いていることから、これらの影響を受けている農業者、畜産業者及び漁業者等に対する事業継続に向けた支援を引き続き実施すること。
7. 配合飼料価格が高止まりしている状況下においても実態に即した支援が講じられるよう、配合飼料価格安定制度の発動条件について現状を考慮したものに改めること。
なお、同制度では、輸入原料価格が高止まりする場合には、畜産経営にセーフティネットとして十分に機能しないため、生産現場の実態を踏まえ、長期にわたる配合飼料価格の高止まりの場合でも生産者が補填金を得られるような仕組みとするとともに、粗飼料の安定供給体制確保のためには、国産の粗飼料利用を促進する必要があることから、国産粗飼料の利用拡大等に取り組む生産者に対する支援を更に充実させること。
8. 生産資材価格等のコスト上昇が農畜水産物の取引・販売価格に十分に反映されておらず、依然として農業者、畜産業者及び漁業者等の経営が厳しいものとなっていることから、適正な価格形成が可能となる環境整備を進めるとともに、消費者の理解への啓発に取り組むこと。

地方における人口減少対策と地方創生 2.0 に向けた決議

(東北市長会)

地方圏は、歯止めのかからない人口減少と高齢化の波に直面し、地域社会の維持と活性化は喫緊の課題となっている。

この状況を打破し、持続可能な地域社会を構築するためには、従来の地方創生の枠組みを超えた、より大胆かつ実効性のある対策が不可欠である。

このため、国が掲げる「地方創生 2.0」の基本的な考え方を踏まえ、地方それぞれが持つ潜在力を最大限に引き出し、且つ持続的に発展できるよう、下記 4 項目について大胆な政策を打ち出し、強力に推進することが必要である。

このことは、地方が直面する人口減少という構造的な課題を克服し、新たな活力を生み出すための重要な道標ともなるものである。よって、国はこのような地方の実情を踏まえ、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 子育て環境の公平性の確保

現在、移住者の獲得に向け、地域間においてしのぎを削る状況となっているが、本来、子ども医療費、給食費（幼・保・こども園、小中学校）、保育料などの保護者負担については、地域間において格差が生じないよう全国的視点から国の責任において対応すべきものである。

よって、これらを全国一律で無償化するなど、地域間における子育て環境の公平性を確保し、全国どこでも安心して子どもを産み育てられる環境を整備すること。

2. 地方への人の流れの強力な後押し

若者と女性にも地方が選ばれるためには、魅力的な雇用の創出や地方に根強く残るアンコンシャスバイアスの解消等が必要であるため、以下の事項について措置を講じること。

- (1) 既存産業の高付加価値化や新たな産業の形成による魅力的な雇用創出に向けた支援策を強化すること。
- (2) ジェンダーギャップの解消に向けた旗振り役として、その気運を醸成するとともに、取組の推進に向けた支援策を強化すること。
- (3) 政府機関や大学等の地方移転を実現すること。

3. インバウンドの分散

観光客の増加は地域経済の活性化に大きく貢献する一方、特定の地域においてオーバーツーリズムを引き起こしている。

日本各地には、豊かな自然や食・文化など多様な魅力を持った地域が存在しており、これを国として積極的に国外に発信し、地方へのインバウンド誘客を促進しつつ、インバウンドの分散化に向けた取組を強化すること。

4. 地域医療、福祉体制の充実

地方における医師、看護師、介護職員等の人材不足は深刻であり、地域医療・福祉の崩壊を招きかねないことから、養成段階からの支援、キャリアパスの構築、働きがいのある環境整備など、総合的な人材確保策や首都圏等への偏在の解消に向けた実効性のある支援策を強化すること。

また、介護報酬の減額改定や物価高騰の影響により、多くの訪問介護事業者は減収となり、事業所の撤退廃止が懸念されることから、介護事業に係る必要な報酬の設定を行うこと。

大規模林野火災に係る復旧・復興支援に関する決議

(東北市長会)

令和7年2月に大船渡市で発生した林野火災による被害については、延焼範囲が平成以降で国内最大となる約3,370haに及んでいるほか、222棟の建物被害も生じるなど、極めて広範で甚大なものとなっている。

こうした未曾有の火災被害に直面する状況下、被災地においては、国・県はもとより、全国各地の自治体、民間機関・団体、さらには国内外の多くの皆様からの多大な御支援を大きな支えとして、被災者や事業者等に対する支援活動に鋭意取り組み、4月7日に鎮火の宣言に至った。

しかしながら、生活基盤である住宅や事業用施設・資機材を失う影響は広く、かつ、深く及ぶものであり、特にも東日本大震災からの再建途上にある住民が少なくないこと等と相まって、被災地域を取り巻く状況は、極めて複雑かつ厳しいものとなっている。

このような困難な局面を打開し、被災者を始めとする市民の生活と生業の早期再建・再生を図るべく、これからの本格復旧、さらには復興へと至る広範な取組を円滑に推進するに当たっては、国による一層の支援が引き続き不可欠である。

よって、国は、次の事項について、特段の対応を講ずるよう要望する。

記

1. 被災者が早期に日常生活を取り戻すことができるよう、生活再建施策に対し、十分な財政措置を講ずること。
また、児童生徒の心のケア等に必要な支援を中長期的に行うこと。
2. 森林被害にとどまらない多様な被害実態を勘案し、被災者の概念を広く捉えた上で、多業種にわたる被災事業者はもとより、被災していなくても、避難指示の発令等により事業活動に影響が生じている事業者等に対し、再建に向けた経済的支援や雇用維持に係る支援を実施すること。
3. 激甚災害の指定を受けて実施する森林災害復旧事業について、復旧面積が広大で急峻な地形であることから、4年の事業期間内に完了しないことが想定されるほか、既存の森林整備事業では市の財政負担の増大が懸念されることから、事業期間の延長や市負担額の軽減が図られるよう、当該事業の柔軟な運用と必要な財政措置を講ずること。
4. 復旧・復興に資する地方交付税措置等、火災被害に係る地方負担への十分な財政支援を講ずること。

国際リニアコライダーの建設実現に関する決議

(東北市長会)

国際リニアコライダー（ILC）は、世界中の研究者・技術者が結集するアジア初となる国際出資・運営による大型国際科学技術研究拠点である。世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、2004年から国際チームによるILC技術開発を進め、2013年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところであるが、未だ実現には至っていない。

現在、ILCの実現に向けては、2023年7月に高エネルギー加速器研究機構と欧州合同原子核研究機関との間で次世代加速器の技術開発を国際的に進める新たな枠組みとなるILCテクノロジーネットワークに関する覚書を締結するとともに、ILC国際推進チームは、政府間協議に向けた環境を醸成するため、国際有識者会議を設置しグローバルプロジェクトとしてのプロセス案の検討を進めている状況にある。

日本におけるILC建設は、科学技術分野において日本が世界に大きく貢献することができるだけでなく、世界最先端の研究を行う人材の定着やイノベーション拠点の形成、ものづくりの競争力強化など、国家の経済力や国際競争力、ひいては国家安全保障の向上につながるものと認識している。

よって、国は、ILCの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、国民のILCに対する関心と理解を深めながら、ILCの早期実現に向けて、次の事項に取り組むよう要望する。

記

1. ILC計画の位置づけについて

ILC計画を我が国の科学技術の進展、さらに地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生の柱とし、関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけたうえで、政府全体で誘致活動に向けた取り組みを確実に進めること。

2. ILC実現に向けた国際調整等について

ILCの実現に向け、国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、確実な実現を図ること。

3. ILC実現に向けた情報発信について

ILC実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取り組みを海外政府に情報発信すること。

4. 加速器研究開発等に係る予算の確保について

国際協力による加速器の研究開発費等の予算を引き続き確保すること。

要 望 書

目 次

地域経済対策及び地方行財政の充実強化について	・ ・ ・	27
農畜・水産政策の充実強化について	・ ・ ・	33
地域医療、介護、福祉施策の充実強化について	・ ・ ・	37
地域公共交通対策と都市政策について	・ ・ ・	44
子育て支援の充実について	・ ・ ・	46

地域経済対策及び地方行財政の充実強化について

(東北市長会)

今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

また、エネルギーや原材料、食料品等の物価高騰の長期化は、市民生活や事業活動に大きな影響を与えており、経営環境の厳しい地域経済の回復を確実なものとするとともに、多くの課題を克服するためには、各産業への支援と地域の実情にあったきめ細やかな行政サービスを持続的に提供する必要がある、都市税財源の確保が重要となっている。

よって、国は、地域経済対策及び地方行財政の充実強化のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 地域経済対策等について

(1) 国は、セーフティネット貸付制度の拡充、経営相談や資金繰り支援などの各種支援策により、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化と経営環境の整備を支援しているが、事業者の経営に対する影響は広範囲かつ甚大である。物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済の回復には多くの時間を要することから、業種を問わず、経済状況が好転するまで継続的に経済対策及び事業者への支援を行うこと。

また、新分野展開や業態転換等並びにDX・GX等に取り組む事業者への充実した支援を継続すること。

(2) 金融機関に対し、資金繰りに苦慮している事業者に対する速やかな資金提供または経営改善支援を継続するとともに、融資の返済猶予・返済負担の軽減について柔軟な対応を講じるよう働きかけること。

また、自治体が独自に実施する事業者支援策に要する経費に係る財政支援を継続すること。

(3) 観光・運輸業、飲食業等を対象とした観光需要喚起策において、自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的な支援を行うこと。

(4) オンラインやデジタル技術を活用したMICEの進展が見込まれることから、新たな環境に適応する施設環境整備にかかる支援等を行うこと。

(5) 地域経済の活性化を目指す中小企業や新事業展開を検討している企業、成長意欲の高い事業主、スマート農林水産業を推進する従事者等に対する支援制度を構築すること。

(6) 意欲のある若者や女性のキャリアアップ支援の強化をはじめ、社会人のリカレント教育、リスクリングの充実等により「副業・兼業・起業」を促進すること。

(7) 若者や女性の起業を促進するため、地域の商工会議所や金融機関などと連携した相談体制等の構築やコワーキングスペース等を備えたオフィス等の整備、コミュニティ形成のキーパーソンとなる人材の登用など、スタートアップに関する支援制度を充実すること。

(8) 原材料価格の上昇や為替レート変動の影響により、食料品・エネルギーを中心とした価格高騰が長期化しており、住民や事業者に深刻な影響を与えていることから、生活や地域経済を守るための十分な財政措置を講じること。

(9) 介護サービス事業者は、物価高騰の影響により経済的な負担が増大し、大変厳しい経営環境に置かれており、国においては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金や追加策等として予備費を活用した支援が行われ、物価高騰の影響を受けた事業者を支援するた

め重点支援地方交付金が追加されたが、介護サービス事業者においては光熱水費等のコスト削減等に取り組む一方、利用者への転嫁による対応には限界があることから、介護保険サービス事業者の安定的・継続的な運営の確保のため、引き続き、物価高騰に伴う影響等への支援に必要な財政措置を講じること。

- (10) 物価高の影響による農業資材の価格高騰については、生産者は価格上昇分を販売価格に転嫁することが困難であり、営業継続の危機にある中、国は、農業資材の価格高騰に対する影響緩和の枠組みを創設したものの、物価高騰の収束が見通せない状況であるため、今後も支援を継続すること。

また、現在の配合飼料価格安定制度では、輸入原料価格が高止まりする場合には、畜産経営にセーフティネットとして十分に機能しないため、生産現場の実態を踏まえ、長期にわたる配合飼料価格の高止まりの場合でも生産者が補填金を得られるような仕組みとするとともに、粗飼料の安定供給体制確保のためには、国産の粗飼料利用を促進する必要があることから、国産粗飼料の利用拡大等に取り組む生産者に対する支援を更に充実させること。

また、農畜産物の生産者が生産資材価格の上昇分を反映した適正な販売価格を形成できるよう、国が積極的な広報を展開することにより、国民の理解が得られる環境を整備するとともに、カレント・アクセスによる輸入品目や輸入量は、国産の在庫状況を勘案した上で決定し、特に減産を強いられている牛乳・乳製品等にあつては、国内需要を喚起し、輸出を強化するなどの広報活動や新たな需要創出の対策を講じること。

- (11) 物価高騰等によりひとり親世帯や減収により生活が困窮するなど厳しい状況にある人に対して、その現状に応じた社会保障制度の拡充など、生活支援策を講じること。
- (12) 地方においては、低迷した地域経済を回復させるために、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。
- (13) 物価高騰等に対して地方が機動的に施策を展開できるよう、引き続き地方創生臨時交付金を含めた各種対策など自治体が必要とする財源を十分に確保すること。
- (14) 経済対策給付金等、国から自治体に求められる事務が増えているが、国から措置される経費が実態と見合っていないため、地方自治体が負担せざるを得ないことから、国が行う事業の経費については、全額国費負担による財政措置を講じること。

2. デジタル社会における地方創生の推進について

- (1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）については、自治体の判断で自由に活用できる財源となるような柔軟な制度にすること。

また、当該交付金において自治体のデータ利活用を促進する全国に先立つ取組として高補助率にて支援するデジタル実装型 TYPEV について、複数の自治体が共同で調達・利用することを要件としているが、地方創生に資する地域独自の取組は小規模・局所的に開始される側面もあることから、複数自治体による共同調達・利用については、事業要件とせず加点要素として取り扱うこと。

- (2) 地方への新しいひとの流れを生み出し、ひいては移住・定住を促進するため、本社機能の地方移転やサテライトオフィスの設置、地方における創業の促進等、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた施策を強力に推進すること。

また、地方都市では、地域の持続可能性を高めるため、女性が地元に着定できる過ごしやすいまちづくりや働きやすいまちづくり施策が重要であることから、女性の地方への移住・定住策としてのまちづくり施策の一層の強化及び情報発信の充実を図ること。

- (3) ふるさと納税制度については、ふるさと納税ポータルサイトに係る費用が過大なため自治体のまちづくりに活用される寄附金が大きく減額されることから、ポータルサイトの利用料に一定の限度を設けること。
- (4) デジタルサービスの利用が国民の身近なものとなる一方、インターネットを悪用した詐欺

行為等は巧妙化し、被害件数は増加傾向にあり、こうした犯罪は直接的な被害をもたらすだけでなく、デジタル利用に対する不安を助長し、デジタル社会への進展を妨げる大きな障壁となっていることから、デジタル関連の詐欺行為等に対して厳罰化を図るなど犯罪抑止に向けた実効性のある対策を講じること。

- (5) 地方における中小企業のDXが進まない要因として、デジタル人材の不足が挙げられることから、中小企業のデジタル人材確保に資するため、中小企業におけるデジタル人材採用やデジタルファーストの労働環境整備を支援すること。

3. 行政のデジタル化について

- (1) 国の制度改正によるシステムの改修経費については、全額補助による財政支援を講じること。

- (2) 自治体情報システムの標準化システムへの移行について、円滑な後押しや特定移行支援システムへの対応、デジタル基盤改革支援基金の5年延長など、自治体に対する支援が示されたが、依然として更新費用が補助上限額を上回る自治体もあることから、特定移行支援システムと他の標準準拠システムとの過渡期連携に要する費用など追加で発生する費用を含め、全業務の移行が完了するまでに要する全ての経費について、デジタル基盤改革支援補助金の増額を図るなど自治体の負担が生じることのないよう十分な支援を行うこと。

また、特定移行支援システムに対し概ね5年以内に移行できるよう積極的に支援すると示されたが、移行期間については、円滑な移行が図られるよう、自治体の実情に応じて柔軟な設定を可能とするとともに、移行に係るベンダのリソース不足や標準準拠システムと特定移行支援システム間における連携等の影響も大きいことから、自治体への実情を十分に勘案した上で早期かつ的確な情報提供を行い、ベンダに対し情報共有や技術的指導を実施すること。

また、AI・RPA等の全国的な共同運用・共同利用を積極的に進めるとともに、自治体の取組に対し現状に即した人的支援を講じること。

- (3) ガバメントクラウドに接続する場合のシステム構築や移行経費を全額国庫負担により対応するとともに、移行に伴い運用経費についても現状から増額が見込まれることから補助対象とすること。

また、ガバメントクラウドの利用料については、自治体情報システムの運用経費について「3割削減」という目標に沿った適正な額を設定すること。

- (4) 地方公共団体情報システム標準化においては、事業の規模に対して十分な準備期間が確保されておらず、標準仕様書及び標準準拠システムの最適化を阻害する大きな要因となったことから、今後のデジタル化の推進にあたっては、国・自治体・ベンダにおけるリソースを勘案し、事業規模に応じた十分な準備期間を考慮するとともに、システム構築期間中の安易な制度変更は行わないこと。また、適切な財源を措置すること。

- (5) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づく令和6年度共通化の対象候補案に記載された事業を推進するにあたり、国がデジタル化の本質を理解し、エンタープライズアーキテクチャ(EA)の視点を踏まえた構築を行うとともに、自治体に対し過剰な負担を強いることのないよう配慮すること。

また、今後、国が関与するシステム構築においては、単なる業務効率化の視点にとどまらず、AIの導入を積極的に進めることで入力業務や報告業務における革新的な改善を実現することにより、自治体の負担軽減とデジタル化の推進が両立する仕組みを早期に確立すること。

- (6) 行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進について、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、自治体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

特に、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムについて、新たなシステムの構築には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適償性につ

いて柔軟に取り扱うとともに、今後も確実な財政措置を講じること。

また、災害時においてスマートフォンやタブレット等の情報通信機器を所持していない高齢者等にとって貴重な情報源であるテレビについて、近年、甚大な自然災害が相次いでおり、公共ケーブルテレビ及びテレビ共聴施設が被災して長期間にわたり放送が視聴できなくなることがないように老朽設備の耐災害性を向上するための再整備に対する財政支援を令和8年度以降も継続するとともに、補助率の増嵩を図ること。また、将来にわたり設備を維持管理するために、多額の費用を要することから、小規模修繕や維持管理費を補助対象とする等、制度の拡充を図ること。

- (7) 各種統計調査に係る調査データについては、各種施策を企画立案する際に重要な基礎データとなるため、全ての統計調査において、市町村単位でデータの抽出を自在に行えるようにするとともに、調査項目については、行政、民間問わず時代のニーズに即した項目を適宜追加し調査すること。
- (8) 掲示場における書面掲示手続のうち公示送達については、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により17本の法律が改正され、当該法律に規定された公示送達手続のデジタル化の推進が図られる見込みであるが、これら以外の法律に規定される公示送達その他の書面掲示を求める手続についても、デジタル技術の効果的な活用が妨げられないよう必要な法改正を行うこと。
- (9) 公金収納に係るeLTA活用については、令和8年9月を目途に対応することとされているが、現在進行している総合行政システムの標準化への対応等により、システム会社のリソースが追いつかず、期限までの対応が難しい状況となることが見込まれるため、少なくとも令和9年4月まで対応期限を延長すること。

また、独自システムを利用している収入科目が複数あり、システム改修には相当の費用負担となることから、国庫補助金や特別地方交付税等の財政措置を講じること。

4. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバーカード普及に伴い、カード更新等関連業務が継続的に発生することから、交付前設定や電子証明書の初期設定を事前に完了した状態でカードを納品するなど、事務の簡素化を図るとともに、十分な財政支援を継続して実施すること。
- (2) 住民異動時のマイナンバーカードの手続きについて、署名用電子証明書が継続して利用できるようにするなど、署名用電子証明書再発行時にかかる事務負担の軽減を図るための見直しを行うとともに、マイナンバーカード・電子証明書の更新、暗証番号再設定等すべての手続きのオンライン対応など抜本的なシステム改修を早期に検討すること。
- (3) マイナンバーカードの交付や更新に当たり、住民の利便性向上や負担軽減のため、交付時における15歳未満の交付申請者及び当該申請者の法定代理人の本人確認が適切に行われる場合の必要書類の簡略化、更新時の本人限定受取郵便の利用等本人確認方法の緩和、電子証明書更新時に居住地や勤務地等住所地以外の自治体で更新できるよう制度の緩和及びシステムの更新、受取時に住所地以外の自治体で受け取れるよう居所地経由申請制度の緩和、更新時の旧カードについて返納を行う必要がないよう規制の緩和をそれぞれ図ること。
- (4) 引越し手続きオンラインサービスにおいても、住民異動届のうち転入届及び転居届においては対面確認が必要とされているが、マイナポータルでデジタル完結できるよう制度を見直すとともに、マイナンバーカードの交付に係る費用を全額国費とするなど自治体の財政負担を軽減するよう万全の措置を講じること。
- (5) 電子証明書の有効期限をマイナンバーカードの有効期限と統一すること。
- (6) マイナンバーカード交付業務の民間事業者への業務委託については、規制緩和により一部の業務のみ認められたところであるが、交付業務の全体的な民間委託を実現できるよう、引き続き検討を進めること。
- (7) マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）については、多くの国民がマイナ保険証を安心して使用できるよう丁寧な説明を継続するなど、広く国民の理解促進を図

り、マイナ保険証の普及を図るとともに、保険者に追加的な財政負担が生じることがないように十分な財政措置を講じること。

また、資格確認書や資格情報のお知らせ等に関する事務の円滑な執行に必要な措置を講じるとともに、その交付、通知に関し自治体に追加的な費用負担が生じないように必要な財政支援をすること。

また、マイナ保険証の利用登録への不安払拭に向けた取組みや利用促進に向けた広報等を行うとともに、必要な支援を継続的に行うこと。

なお、マイナ保険証は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としており、システムの円滑な運用に当たり、迅速かつ正確なデータの登録が非常に重要なことから、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期し、特に、医療・介護・福祉事業等のセキュリティ対策に関して十分に配慮すること。

- (8) 郵便局において使用する統合端末の「個人番号カード管理メニュー」画面では、4情報の入力により申請者以外の住民についても容易に検索できることから、申請者の個人番号を入力し検索するなど、必要な個人情報のみを閲覧できるよう仕組みを変更すること。

また、自治体の情報セキュリティインシデントを回避するため、自治体の総合行政ネットワークを経由せずに、郵便局とJ-LISが専用回線で直接つながるシステムを構築すること。

5. 地方行財政について

- (1) 戸籍氏名の振り仮名対応について、年金受給者や全国健康保険協会の被保険者に戸籍振り仮名の記載・変更があった場合は年金振込や資格に影響が生じるため、必要な届出や手続きを講じるよう、全省庁が連携し責任を持って十分に広報するとともに、他の事案についても、省庁にかかわらず影響のある事業範囲について調査し、影響があるものについては手続きを促すなど国民に広範な周知を図ること。

また、事業実施にあたっては、事務処理の簡素化を図ることにより自治体の事務負担を軽減するとともに、自治体財政に負担が生じないように十分な財源を措置すること。

- (2) 地方公務員の給与制度について、東北の大多数の市は、地域手当の支給対象外とされていることもあり、有為な人材の確保等の観点から、民間企業と比較した際、初任給、待遇面において、魅力に欠けることは否めない状況にあるとともに、さらに、物価高騰への対応や結婚・子育て支援の観点からも、引き続き公務員の初任給の引上げを図ること。

また、定年前再任用短時間勤務職員の給料及び期末勤勉手当については、定年が引き上げられた職員に比べて低く設定されていることから、定年前再任用短時間勤務職員がモチベーションを維持しながら培った知識・経験を活かし活躍していくため、当該職員の給与水準について定年延長された職員等と均衡を図ること。

- (3) 地方交付税については、財政力の差により市町村間で行政サービスに大きな格差が生じることがないように地方自治体の安定的財政運営に必要な総額を確実に確保し、財源調整機能と財源保障機能を堅持すること。また、社会保障の制度改正等により地方負担も増大しているため、必要な財源を的確に把握し、反映させること。

また、普通交付税の算定について、「人口と面積」といった規模だけではなく、人口減少が進んでいる地方の実情に沿った算定方法に改め、地域間格差を是正するような予算の確保・充実を図ること。

- (4) 税制改革で地方税が減額された際には、補てんする財源を確保すること。

また、住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図るとともに、地方消費税交付金の増収分が、一般財源の増加につながるよう、財政力に応じて算入率を見直すこと。

また、いわゆる「103万円の壁」に係る基礎控除額等の引上げなど恒久的な見直しが行われる場合の地方財政の影響分については、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、国の責任において代替となる財源を適切に確保すること。

- (5) 国庫補助負担事業の廃止等にあたっては、地方への負担転嫁とならないよう十分な財源確保措置を講じること。
- (6) 地方債の総額を確保するとともに、起債充当率の引き上げ、貸付利率の引下げ等地方債発行条件の改善を図ること。
- (7) 地方分権改革の推進にあたっては、権限移譲とあわせて財源移譲も確実に実施すること。
- (8) 公共施設等適正管理推進事業債について、集約化・複合化事業における要件を見直すとともに、期間を延長し早期にその方針を示すこと。
また、公共施設等の計画的な改修、設備の更新、除却について、自治体が継続して取り組めるよう地方財政措置による十分な支援を講じること。
また、公共施設のLED改修などは行政サービスへの影響等に鑑み、複数年にわたり計画的に実施する必要があるため、脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。
- (9) 自治体が独自に実施する運転免許返納後の高齢者等への移動支援及び買い物支援について、十分な財政措置を講じること。

農畜・水産政策の充実強化について

(東北市長会)

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足のほか、世界情勢の変化に伴う農業資材の価格高騰などの課題を抱え厳しい状況が続いている。

農畜産業においては、生産性と効率性を高めるため、農用地の利用集積や生産コストの低減、地域循環型農業への転換などの取り組みを進めているものの、中山間地域などの条件不利地については進んでおらず、中山間地域等直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金の役割がより一層重要なものとなっている。

今後、さらに農業従事者の高齢化が進む中であって、良質な農畜産物を供給し、持続可能な産業に成長させるためには、地域の実情を踏まえた政策強化と、多様な担い手を確保するための安定的かつ継続的な支援が求められている。

また、近年は有害鳥獣による農作物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっており、鳥獣被害対策に要する財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等の課題が生じている。

水産業においては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの要因により、漁業資源が減少傾向にある。特に、サケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいる。ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においては、貝毒発生による出荷規制の長期化や高水温による成長障害・へい死、原発事故を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営の安定化を図るため、資源管理施策及び設備投資への支援の強化が求められている。

よって、国は、地方の基幹産業であり、国民の食生活を支える農業。水産業の持続的発展が図られるよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 農畜産業の経営所得安定化対策等の充実強化について

- (1) 食料・農業・農村基本法に基づき、農産物の安定供給を図り、農業経営の安定化に繋がる施策を講ずること。
- (2) 農業資材価格の高騰や自然災害による生産施設の被害など、社会環境、自然環境の変化による経営体自らの努力では乗り越えられない不測の事態が生じている。これらに中山間地域の農業者を含め、全経営体が経営意欲を失うことなく、持続的に経営に取り組むことができるよう、各種支援の充実を図ること。
- (3) 生産者が安定的な農業所得を確保できるよう、農産物の適正な価格形成が行われる環境を整備すること。また、消費者に対しても生産者の経費に見合った適正価格の理解促進に向けた取組を進めること。
- (4) 国の責任において、輸入に依存する肥料・穀物をはじめとする原料を国内で安定的に確保・供給する対策を更に強化すること。
- (5) 配合飼料価格の安定化に努めるとともに、飼料自給率の向上に向け、国産飼料の生産及び利用の更なる拡大を図ること。
- (6) 基盤整備の促進と併せ、スマート農業の導入に対する財政支援など、生産性の効率化に繋がる施策を講ずること。
- (7) 畑地化促進事業等を拡充するなど、交付対象水田から除外する取組である畑地化への移行を促すこととしているが、このような支援は一時的なものであり、支援終了後における農業経営の継続が大きな課題となることから、交付対象水田を畑地化した場合であっても、農家所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める継続的な支援措置を速やかに

講じること。

- (8) 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。
- (9) 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。

2. 主食用米の安定確保について

- (1) 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、主食用米の需給調整の仕組みについては、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。併せて、少子高齢化に伴う主食用米需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。
- (2) 食料・農業・農村基本法における、食料安全保障を確保するため、国内での米不足及び需要の増加状況を的確に把握できるよう、政府及びJAのみならず、米卸等の民間との連携を強化し、適正な生産の目安を設定することで、海外からの米の輸入量を増やさず、国民に国内生産の主食用米を供給できるようにすること。

3. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

- (1) 水田活用の直接支払交付金の交付要件については、地域の状況や関係団体に十分配慮し、安心して耕作を継続できる制度の設計とすること。
- (2) 小麦や大豆、飼料作物、飼料用米等への支援について、見直しに当たっては、現行の「水田活用の直接支払交付金」の交付単価と同等の水準とすること。
- (3) 畑地化に伴い農業者が土地改良区に支払う地区除外決済金等に対する支援について、施設の耐用年数経過後に支払うべき賦課金は計算対象とされないことから、耐用年数経過後、残った組合員の負担を増やす必要が出てくる。この場合、土地改良区において実際は残った組合員に転嫁することができず、土地改良区が負担せざるを得ないことも多いことから、農業者を支える土地改良区が安定した経営ができるよう、土地改良区への新たな支援を行うこと。
- (4) 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、国は、多年生牧草の戦略作物助成について、播種を行わず収穫のみを行う年の単価を35,000円/10aから10,000円/10aに減額したが、見直しされた交付要件による交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する支援措置を速やかに講じること。

4. 作付転換の推進について

- (1) 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、コメ新市場開拓等促進事業や畑作物産地形成促進事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。また、飼料自給率の向上など、喫緊の課題に対応する支援制度を早急に充実させること。
- (2) 国産飼料の生産性向上を図るため、生産体系を見直しするにあたり、子実用とうもろこしについては、農研機構の実証により、労働時間の減少による省力化、排水性が良くなる土壌改善、後作の大豆栽培での収量増加、水害に比較的強く、また、乾田直播栽培、大豆との三

輪作でのブロックローテーションなどの実証効果があり、非常に有望である。海外飼料に頼らず、国産飼料の自給率を上げ、耕畜連携にも繋がる「子実用とうもろこし」の生産拡大のためのソフト及びハードの支援策を講じること。

- (3) 令和6年産米においては、インバウンドの増加による需要の高まりや、臨時情報が出された南海トラフ地震、更には台風に備えた買い込みの発生など複数の要因が重なり、全国的に米の市場価格が高く設定された。この米価が一過性のものにならないようにするためには、生産の目安に基づき、需要に応じた生産を行う必要があるが、今回の米価の情勢により、転作と主食用米を作付した場合の所得格差が生じ、主食用米の作付超過が懸念される。

新市場開拓米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等への作付転換をこれまでどおり推進していくためには、所得格差を是正する必要があることから、各種交付金の増額などの対策を実施すること。

5. 農地法制の見直しに伴う農地の確保等について

一部改正された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度に関するガイドライン等について、次のとおり取り計らわたい。

- (1) 農用地区域からの集团的農用地の除外に際して、農地総量確保の観点から、除外した分の代替農地を確保するとされた場合、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定基準を満たす農地がすべて農用地区域に指定済みの市町村においては、ガイドラインの骨子案に示されている影響緩和措置の一つである「新たな農地の農用地区域への編入」は不可能であり、また、「農用地の造成」及び「荒廃農地の解消」は、農業従事者が年々減少し、農用地区域内の農地においても低未利用農地が増加している状況において、非常に困難である。いずれの要件についても対応できず除外した分の代替農地が実際確保できないこととなることから、そのような市町村については、代替農地の確保を必須要件としないようガイドライン等に明記すること。
- (2) 「確保すべき農用地の面積の目標」の設定基準について、令和7年1月以降に都道府県面積目標の設定基準の考え方を提示する予定とのことであったが未だ示されていない。現状の農用地面積が目標面積をすでに下回っている、若しくは早晩下回ることが予想される都道府県に対しては、地域の実態を考慮し目標面積を減少する見直しを認めること、また、各市町村が行う地域振興に資する開発計画がある場合は開発予定面積を「確保すべき農用地の面積の目標」から除外すること、また、「確保すべき農用地の面積の目標」について、都道府県は市町村と調整したうえで面積目標を設定することをガイドライン等に明記すること。
- (3) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）により農振除外をした場合、当該都道府県における農用地の目標面積が確保できなくなることも想定されることから、未来法に基づく農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くこと。
- (4) 「確保すべき農用地の面積の目標」の運用にあたっては、農用地の確保に努める一方で、地域振興に資する開発などにより、目標年に達する前に面積の目標を下回ることが予想される事態となった場合、骨子案には示されていないものの従前の説明ではおおむね5年ごとに見直すものとしているが、5年ごとの見直し時期にかかわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすることをガイドライン等に明記すること。

6. 中山間地域等直接支払交付金について

- (1) 中山間地域等直接支払交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず国土の保全、水質の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農を可能とする集落機能を維持するための取組みの財源として必要不可欠である。今後においても本交付金については中山間地における営農の継続の観点からも非常に大事なものとして考えていることから、中山間地域等直接支払制度の維持に加え、交付基準に基づき交付金を今後も満額支給するための

十分な予算確保を図ること。

- (2) 令和7年度から始まる第6期対策において、高齢者の見守り支援、送迎や買い物支援など中山間地の農業を維持する集落を守っていくための活動を交付対象とした「集落機能強化加算」が廃止されることとなり、経過措置として第5期対策で取り組んでいる集落に限り、第6期対策において新設されるネットワーク化加算での実施が認められるとされているが、それ以外の集落については認められないことが示された。当該加算は、中山間地において農業を維持する集落を守るという観点から非常に大事なものであることから、第6期対策において中山間地域等直接支払交付金の対象となるすべての集落を加算の対象とすること。また、第7期以降も当該加算措置を廃止することなく継続すること。

7. 新規就労者等の担い手の確保・育成について

- (1) 多様な担い手を確保するため、新規就農者育成総合対策においては、新規就農支援における年齢要件の緩和、親元就農など経営継承に対する支援等の支援を拡充すること。
- (2) 「経営発展支援事業」は、新規就農者の自立にとって重要な支援となっているが、当該事業の採択率は、県によっては令和4年度及び5年度の100%に対し、令和6年度は2次募集の時点で約40%となっている。3次募集で追加採択もあったが、新規就農者は経営基盤が強固ではなく、当該事業が早期に採択されるか否かは、今後の営農計画、ひいては営農継続に大きな影響を及ぼすこととなる。

地域によっては、当該事業の採択が漏れた場合に活用できる県の支援制度や令和7年度より新たに支援制度を設けることを予定している市もある。本来、これらは国が十分な予算を確保して対応すべきものであるため、将来の農業を担う新規就農者を確保・育成し、地域農業を守り、経営発展支援事業を始めとした新規就農者育成総合対策に当初から十分な予算を確保すること。

- (3) 産業動物獣医師のなり手が不足していることから、同獣医師の確保及び人材育成を積極的に行うこと。

8. 鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国・県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉（ジビエ）の放射能及び豚熱の検査体制の強化と検査費用等の支援の拡大、捕獲した個体の広域的な処理を可能とする施設の整備及び支援、また、鳥獣被害対策指導員の配置をはじめとする関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施すること。

9. 水産資源の適切な管理と水産業の持続的発展について

- (1) 水産資源の適切な管理の実現に向け、水産資源状況の的確な把握に努め、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進するとともに、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること。
- (2) サケやサンマ、サバのような北太平洋を広く回遊する魚種の資源管理については、これまで以上に国家間の連携強化と広域的な取組の促進を図ること。
- (3) 太平洋クロマグロの漁獲可能量（TAC）については、令和7管理年度から大型魚が1.5倍に増枠となるなど、一定の成果があるものの、今後の都道府県ごとの配分枠の設定に当たっては、適切かつ実効性ある漁獲配分となるよう、十分な調整を図るとともに、安定的な漁業経営に資する補償制度などを拡充すること。
- (4) 一部の国・地域による日本産水産物等の輸入規制に関し、輸出再開に向けた取組強化と関係する漁業者等の救済を図ること。
- (5) 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗放流に関する支援を始め、回帰向上に向けた試験研究の取組などの強化を図ること。
- (6) ホタテガイ、カキ、ホヤなどの貝毒や異常高水温に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者の経営支援策について充実・強化を図ること。
- (7) 水産加工業の経営安定化に資するため、魚種転換に係る加工設備などの整備支援や加工原魚調達に係る支援など施策の充実を図ること。

地域医療、介護、福祉施策の充実強化について

(東北市長会)

人口減少と少子高齢化が進む地方において、今後も安心して住み続けるためには、医療及び介護、福祉等の安定的なサービス供給が必要不可欠となっている。

地域医療においては、国による新医師臨床研修制度や新専門医制度の導入により、首都圏及び大都市圏の医療機関に研修医や専門医が集中していることから、地方及び過疎地域における医師不足に一層拍車がかかっている。このことから、各県の中核となる大学病院等における若手医師が不足し、大学病院等が担ってきた地域の医療機関への医師派遣機能が低下するなどの問題が顕在化している。

地域医療の中核的役割を担う公立病院等においては、医師不足により診療科目の休診や病床の休止に追い込まれるなど、医療環境の後退を余儀なくされており、医師不足・偏在の問題は開設者である市長や病院・施設だけで改善することは極めて困難な状況にあることから、多額の公費を投じて養成した医師が、地域で必要とされている医療に従事することができる仕組みを早急に創設する必要がある。

また、国民健康保険制度においては、他の医療保険制度と比較して高齢者や低所得者の割合が高いなどの構造的な問題を抱えていることから、財政基盤は極めて脆弱であり、安定的かつ持続可能な運営ができるよう改善が求められる。

介護保険制度においては、平成 12 年の介護保険法施行以来、我が国の高齢社会において欠かせない制度として定着しているが、高齢化の進展による利用者の増加に伴い、介護サービス給付費が増加するとともに介護保険料も上昇しており、保険者及び被保険者の負担が増大するなどの課題が顕著となっている。

よって、国は、医療・介護、福祉等の安定的なサービス供給ができるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 医療従事者の確保・充実について

- (1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師の確保・調整については、都道府県の取組が円滑に進むよう引き続き財政支援を行うことはもとより、都道府県域を超えた医師偏在の調整等、医師派遣制度の更なる拡大に実効性のある措置を講じるなど医師が不足している地方病院が医師を確保できるシステムを早急に構築すること。
- (3) 現在の地域医療の窮状を解決するため、短期的な政策として、緊急臨時的な短期間交替制の常勤勤務医師の派遣制度を創設すること。
- (4) 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築するなど、各種支援措置や必要人員の要請に係る対策を講じること。
- (5) 医師、病院等の偏在による医療サービスの格差を埋めるべく、自治体が取り組む地域医療を確保・充実させる施策に対し、十分な財政措置を講じること。
- (6) 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さら

に、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。

- (7) 令和6年4月からは働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層の整備を図ること。
- (8) 災害時や新興感染症等にも対応できるよう、必要人員の養成に係る対策、医療従事者の離職防止に向けた労働環境や処遇の改善及び医師派遣体制を充実させること。
- (9) 地域性や患者の必要度に応じた安全で質の高い看護を持続的に提供できるよう、看護師確保に対する諸施策を積極的に行うこと。また、医師・看護師と同様に薬剤師確保に対する諸施策を実施すること。
- (10) 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにもかかわらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急を実施すること。

2. 公立病院等に対する財政措置について

- (1) 自治体からの公的病院等への各種助成に対する特別交付税措置は、地域医療の確保の上で貴重な財源であり、救急医療提供体制を維持する上で今後も必要であるため、交付税措置を継続するとともに措置額の縮小等を行わないこと。
- (2) 公的病院等への助成に対する特別交付税の算定において繰出額に減額する措置率を乗じることとした現行の算定方法は撤廃すること。
- (3) 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、算定条件である合計診療時間を段階的なものに改め、その区分に応じた算定額とすること。
- (4) 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療をはじめとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- (5) 平成15年度から病院事業債の繰出基準を2分の1に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3分の2に還元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、地方交付税の算定においては、緊急時のバックアップ機能の維持に着目し、許可病床数を算定の基礎とすること。
- (6) 救急医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、救急告示病院に関しては、公的病院に対する財政措置と私的病院に対する支援との格差を是正すること。

- (7) 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。また、自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
- (8) 救命医療については、地域ごとの長年の医療体制の整備過程によりその費用負担のあり方が決定しており、必ずしも公平な負担割合となっていない。当該医療機能を享受するすべての市町村で公平に負担することとなるよう、費用負担の指針を示すなど市町村間での合意形成が円滑に進むような対策を講じること。
- (9) オンライン診療などの遠隔医療について、補助対象要件を拡大するなど、地域の実情に合わせた財政支援を講じること。

- (10) 不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。
 - (11) 障がい児・者歯科診療において、診療を行う際に患者が静止状態を保つことが困難な場合には、静脈内鎮静法や全身麻酔が必要になるなど、通常診療より人的、設備的に負担が多くなるため診療及び設備整備に係る経費について財政措置等の支援体制を早急に講じること。
3. 地域医療構想の実現等について
- (1) 地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら、主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。
 - (2) 地域医療構想の実現に向けた取組に当たっては、地域の実情を考慮した慎重な対応を行うこと。
 - (3) 地域医療構想の達成及び地域医療体制の整備に向けて具体的対応方針を策定する際には、地域の実情を踏まえたものとなるよう、医師不足対策に重点化した対策を講じること。
 - (4) 二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
4. ワクチン接種について
- (1) 財政基盤の脆弱な自治体においても感染症対策を十分実施できるよう確実に財政措置を講じること。
 - (2) 新たなワクチンの定期接種化を含め、定期予防接種については、自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、財源を全額保障すること。
 - (3) 任意の予防接種であるおたふくかぜワクチン及び男性へのHPVワクチンの接種費用についても、財政措置を講じること。
 - (4) 子育て支援として感染症対策を充実するとともに、予防効果による地域医療への負担軽減を図るため、インフルエンザの定期接種（B型疾病）対象者に乳幼児及び小児年齢者を加えること。
 - (5) 新たな定期接種の導入や急遽の制度改正の際には、自治体による接種計画の策定や準備期間を十分に確保できるよう早期に情報提供を行い、接種方針の変更による新たな事務負担や財政負担については、負担軽減策を講じること。
5. 市内に分娩取扱施設がないため市外に通院する場合の交通費助成や、妊産婦が安心・安全に妊娠・出産ができ適切な医療や保健サービスを受けられるよう取り組む自治体に対して、財政支援を行うこと。
- また、遠方出産支援が令和6年度から開始されたが、助成対象者は住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する場合としており、対象となる妊婦が限られていることから、要件を緩和するなど支援制度を拡充し、妊婦とその家族との経済的負担の軽減策を講じること。
6. 全国一律の「子ども医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差が生じることのないよう少子化対策としての子ども医療費への支援措置を国の責任において講じること。
7. 国民健康保険制度等について
- (1) 国民健康保険制度について、安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫補助を増額するなど、更なる財政基盤の拡充強化を図ること。
また、国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。
 - (2) 国民健康保険の財政運営については、医療給付費分・後期支援金分・介護納付金について

各市町村の被保険者数等に応じて算出し、事業費納付金として市町村と被保険者が負担しているが、看護職員の処遇改善について令和4年10月以降は診療報酬で対応することとなっており、処遇改善を報酬改定上で対応したことにより、医療給付費分が増加しており、多額の事業費納付金が保険者と被保険者に更なる負担を求めることとなることから、国民健康保険財政に新たな負担が生じないよう国の責任において十分な予算措置を講じること。

- (3) 国民皆保険制度を堅持するため、将来的には、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実施すること。
- (4) 国が開発し、各自治体へ導入を促進している市町村事務処理標準システムについて、大規模自治体でも外付けシステム等を使用することなく事務処理が可能となるよう、市町村事務処理標準システムの機能改善を図ること。
- (5) 国保税（料）の賦課限度額の設定については、被用者保険におけるルール（最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるように法定されている）とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げられているが、各自治体における最高限度額に到達する所得額の水準に大きな格差が生じていること、及び、賦課限度額の引上げにより被保険者の負担が大きくなっていることから、被用者保険の考え方を適用させないこと。
- (6) 国保税におけるこどもの均等割額については、被用者保険にはない負担であり、医療保険制度間の公平性を確保し、子育て世帯の負担軽減を図るため、対象を「未就学児」に限定せず「18歳以下の子ども」とし、軽減割合を「全額」に拡大するよう軽減制度を拡充するとともに、さらなる軽減分についての財政措置を講じること。
- (7) 低所得者や高齢者などの国保税（料）軽減を拡充するとともに、国の責任において、十分な財政補てんを行うこと。とりわけ生活保護水準の世帯については、国保税（料）の応益負担を現行の最大7割からさらに軽減を拡充するなどの措置を行うこと。
また、厚生労働省が「保険料水準統一加速化プラン」において推進している国保税水準の統一により保険税率が上昇する自治体もあることから、上昇幅を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。
- (8) 国民の健康増進及び傷病の重症化防止並びに自治体の事務の軽減が図られるよう、重度心身障がい者分及びひとり親家庭分について、医療費助成の現物給付方式実施に伴う普通調整交付金及び療養給付費等負担金の減額調整措置を廃止すること。
- (9) 特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る保健師の確保やシステムの整備等の費用について、国は適正な負担金交付を行うこと。
- (10) 被保険者の加入情報に異動が生じた際、リアルタイム連携ではなく、数日間を要している現状にあり、医療機関等から患者の健康保険加入情報をオンライン照会した場合、当日の加入情報と相違する事象が生じていることから、リアルタイムでデータ連携ができるよう改善を図ること。
- (11) 子ども・子育て支援金の財源の一部として医療保険者が被保険者から徴収することとされたが、支援金の目的や使途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知を実施・継続すること。
また、低所得者や高齢者の多くが加入する国民健康保険の実情を踏まえた十分な財政措置を講じるとともに、18歳以下の被保険者に係る支援金均等割の軽減による減額分の補填については、その他被保険者への転嫁でなく国費により全額負担すること。
また、新たな制度開始に伴い、自治体保険者として必要な条例改正やシステム改修等の準備を円滑に進めることができ、かつ、新たな財政負担が生じることのないよう、速やかな情報提供を行うとともに、財政支援を講じること。
- (12) 従来の紙の健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことにより、国民が安心してマイナ保険証を利用することができる対策をしっかりと講じること。

8. 介護保険制度等について

- (1) 介護及び介護予防に係る給付費の国庫負担割合を、現行の20%から引き上げるとともに、調整交付金は従来どおり別途配分するなど、更なる財政基盤の強化と介護保険料上昇の抑制に努めること。
- (2) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、介護及び介護予防に係る給付費の公費負担の割合を大きくするよう見直すとともに、国費負担割合を引き上げること。
- (3) 公費による低所得者の介護保険料軽減制度について、低所得者の高齢者が支払う保険料の軽減に対する補填は、国の責任において負担割合を見直し、国の負担比重を大きくすること。
- (4) 地域支援事業費について、上限額を高く設定できるよう個別協議の制度を継続すること。
また、任意事業家族介護支援事業における「おむつ券等の給付事業」について、令和9年度以降も引き続き任意事業の位置づけとすること。
- (5) 「地域包括ケアシステム」の根幹を支える訪問介護事業が安定的に継続できるよう、地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うとともに、必要な支援措置を講ずること。
- (6) 多くの訪問介護事業所は、介護報酬改定による基本報酬の減額や深刻な介護人材の不足、燃料費を始めとした物価の高騰により、大きな減収の状況に置かれている。事業所が撤退、廃止すると介護サービスの利用者はもちろん、地域の介護サービスの継続的な提供に大きな痛手となる。
自治体の中には、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、光熱費、燃料費の高騰の影響を受けている介護事業所に支援金を給付する等の支援を実施したところもあるが、継続して支援することは財政的に困難となっている。
介護報酬等については、訪問介護事業所が安定的にサービスを提供できるよう実態に即した抜本的な見直しなどを要請しているが、地方における訪問介護事業所が置かれている状況は極めて厳しいと言わざるを得ない。よって、訪問介護事業所のサービス提供体制の維持のため必要な報酬の設定を行うよう重ねて強く要望する。
- (7) 居宅要介護者の在宅生活を支える訪問介護サービスについては、過疎地においても、介護報酬による収入で事業所の健全な経営が成り立つよう報酬を見直し、かつ介護人材が不足する中でも安定した介護サービスが提供できるよう、地域の実情に応じた運営基準の設定を行うこと。
また、通所介護（及び地域密着型通所介護）事業所から訪問介護員を派遣しサービス提供できる等、既存資源を活用した複合的なサービスの整備を早期に実現すること。
- (8) 介護保険制度の持続性を確保する取組に当たっては、サービス利用による重度化の防止、本人の自立支援という観点を踏まえるとともに、サービスを利用する方の負担能力に配慮した利用者負担とするよう慎重な検討を行うこと。また、認知症高齢者に対する支援の在り方について配慮すること。
- (9) 介護人材の確保・育成については、地域の実情等に応じた機動的かつ実効性のある対応とするため、都道府県の地域医療介護総合確保基金の活用に係る対象事業の柔軟化及び補助率の拡充を図るほか、介護保険特別会計において、特定の事業として「介護人材確保事業」が実施可能となる制度を整備するとともに、介護人材の確保に関し交付金による財政措置を講ずること。
- (10) 介護事業所の健全な運営により、質の高い介護サービスを継続して提供することができるための支援策とともに、介護職員の確保・定着に向けた処遇改善やイメージアップの取組、サービスの質の向上を図るための更なる措置を図ること。なお、介護職員の処遇改善に当たっては、介護保険料や介護サービス費、福祉サービス費の自己負担増とならないよう財政支援を図ること。

9. 福祉施策について

- (1) 福祉分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、福祉

職員の処遇改善及び福祉職のイメージアップの取組等福祉・介護人材の確保につながる更なる対策を講じること。

- (2) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金について、賃貸物件については貸主に原状回復の義務があり、賃貸物件の障害福祉サービス事業者は補助対象外となっているが、福祉施設において、災害復旧を速やかに行い、障害福祉サービス利用者等の福祉を確保するため、賃貸物件の障害福祉サービス事業者についても補助対象とすること。
- (3) 無料低額診療事業は、生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受けられるよう無料又は低額な料金で診療を行う事業であり、その際の調剤費については、院内調剤は無料又は定額となるが、院外調剤は適用されず、医薬分業政策が進んだことにより院外調剤費についての課題が生じていることから、院外調剤費についても適用されるよう制度の拡充を図ること。
- (4) 生活保護世帯のエアコン購入費用について、保護開始時に持ち合わせていないなど特別な事情がある場合に限り支給可能となっているが、特別な事情がある世帯でも初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を過ぎてしまった場合は生活保護費の中で購入費用を賄うこととなっているが、生活保護費でエアコンを購入することは困難であり、近年、熱中症による死者数が増加している状況を踏まえ、世帯に熱中症予防が特に必要とされるものがある生活保護世帯については、初めて熱中症予防が必要となる時期かどうかに関わらず、エアコン購入費用を扶助費から支給できる制度とすること。
- (5) なお、介護職員の処遇改善に当たっては、介護保険料や介護サービス費、福祉サービス費の自己負担増とならないよう財政支援を図ること。

10. 障害者福祉施策の充実強化について

- (1) 地域生活支援事業の費用負担割合は国が事業費 1/2 以内、県が 1/4 以内であり、残りを市町村が負担することとなっているが、国・県から市町村への補助金（補助率）が年々減少傾向にあり市町村の財政負担が増加していることから、安定的な事業継続を図るため、補助率の下限を設けること等により早急に十分な財源を確保すること。
- (2) 障害福祉サービス等利用に係る計画相談支援事業について、計画相談支援を行う特定相談支援事業所やサービス等利用計画を作成する相談員の不足が課題となっていることから、担い手確保のため、必要に応じて更なる報酬体系の見直しを図るなど指定特定相談支援事業者の従業者への処遇改善策の充実強化を図ること。
- (3) 災害時の障害福祉サービス等に係る利用者負担の猶予及び減免については、国の財政支援の内容や対象期間を定めた補助金の実施要綱が発出されるまで相当の期間を要していることから、自治体が不透明なまま実施を判断しなければならず、また、交付申請の期間が非常に短く、事務負担が大きいことから、災害時の国の財政支援の方針をあらかじめ周知し、発災後、自治体が速やかに対応できる体制を構築すること。
- (4) 精神障害保健福祉手帳については、2年に1回の更新が必要であるが、更新前の等級から変更のなかった人の割合が大きいことから、障がいの程度や症状及び医師の所見により有効期限を設定するなどの見直しを図るとともに、更新のための医療機関の受診は、受診費用、診断書料、通院交通費等の負担が生じ、更新申請者の経済的負担軽減の観点から、診断書に係る費用を助成するなど支援策を講じること。
- (5) 重度心身障がい者医療助成制度について、地方単独事業であり助成対象が都道府県間で異なることから、精神障害者保健福祉手帳所持者の精神疾患による入院に係る医療費も一律助成対象とするなど、国において統一的な助成制度を構築すること。
- (6) 手話の理解、普及については予算や対応など自治体により地域格差があるが、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、手話が音声言語と対等な言語であり、ろう者にとって必要な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究できる環境を整備すること。

11. 高齢者福祉施策の充実強化について

(1) 自治体においては高齢者が住みなれた地域で日常生活を送ることを目標に、地域支援事業等の国の制度を 活用しながら様々な高齢者施策を推進しているが、更なる施策推進のための継続的な財政支援を講じること。

また、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助交付金について、広域型養護老人ホームの大規模修繕及び 建て替えを補助対象とすること。

また、個別契約型養護老人ホーム施設職員の配置基準の見直しを実施し、引き続き実態に即した処遇改善加算の実施など施設運営の改善に効果的な施策の推進を図ること。

(2) 加齢性難聴者に対する補聴器の購入について、介護保険制度等の活用により、国において地域間格 差が生じないよう補聴器購入助成制度を創設するとともに、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、加齢性難聴者に対する国の指針をとりまとめること。

地域公共交通対策と都市政策について

(東北市長会)

広大な県土を有する東北においては、日常的な通院・通学・買い物等においても広域の移動を伴うことが多く、鉄道、バス、タクシー等の地域公共交通は、市民生活に欠くことのできない移動手段である。

少子化と人口減少が進む中、利用者の減少と運転手不足が相まって、交通機関の減便や路線廃止が余儀なくされており、高齢者等の足をいかに確保し、維持していくかが喫緊の課題となっている。ローカル鉄道における利用者増加の取組やバス運転手の確保策、デマンドシステムなどの新たな公共交通への取組も広がっており、持続可能な公共交通システムの再構築を図っていく必要がある。

また、都市政策において、人口減少やモータリゼーションの進展に伴い、生活圏の広域化や市街地における空き家、空き地、空きビルの増加などにより、都市構造は変化しており、公共交通も含め、市民生活や産業活動の一層の効率化や利便性の向上が求められている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 路線バス等の地域公共交通の維持について

- (1) 地域公共交通は、地域住民の移動手段として重要な役割を担っていることから、その維持確保や充実に向けた取組を地域の実情に応じて計画的に実施できるよう、国において公共交通に係る恒久的な財源の確保など抜本的な対策を講じること。
- (2) 地方における地域公共交通の担い手確保に資する、賃上げへの補填など、新たな支援策を構築すること。
- (3) 生活交通の維持確保については、運転手不足が深刻化していることから、運転手確保・定着のため、二種免許取得支援や人材確保セミナーの開催経費などの予算措置の拡充を図ること。
- (4) コロナ禍以降顕著となった運転士不足の解消に向け、労働環境の改善とともに、運転士の確保や育成などに係る具体的な策を講じること。
- (5) 地方が安全・安心な暮らしや、人と人との交流が盛んな活力ある地域を形成していくために、充実した公共交通を維持していくことが重要であることから、地域公共交通の安定維持に向け、地域公共交通確保維持改善事業における人口密度や人口分布などの地域性を踏まえた対象要件の緩和、補助率の拡充及び財源の確保を図ること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件を緩和するとともに、補助上限額の拡大及びみなし運行回数カットの適用除外措置を行うこと。
- (7) 複数の中小交通事業者がサービスを担う地域公共交通は、加入料や手数料の負担感が強いことから大手公共交通系 IC カードへの参入が困難となり、支払方式の違いによる利便性の妨げが生じていることから、国主導により公共性かつ汎用性の高い決済システムの統一化や円滑な導入支援を図るとともに、交通 DX の推進に資する自治体コミュニティバス等のキャッシュレス決済の促進に対する支援を図ること。
- (8) AI デマンドシステムや自動運転バス等のデジタル技術の導入を図るとともに、運行に対する継続的かつ長期的な補助制度となるよう拡充すること。
- (9) 路線バス運行事業者の事業継続のための財政的支援を講じること。

2. ローカル鉄道の維持について

- (1) 地域鉄道の安全輸送確保と持続的な運行を図るため、国庫補助制度の拡充や路線バスと同等の特別交付税措置とするなど、地域公共交通に対する負担の平準化を図るよう要望する。

(2) 鉄道ネットワークを、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。

(3) 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであることから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。

また、JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に事業全体で採算が確保できるよう制度設計された経過に鑑み、不採算路線に係る負担を地方に押し付けることなく、国鉄改革を進めてきた国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。

(4) 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。

3. 都市政策の推進について

(1) 人口減少・少子高齢化・自動車利用の進展に伴う都市機能の拡散、中心市街地の空洞化等の社会経済状況の変化に対応するため、都市部と郊外部双方の広域的な都市構造の再編や都市活動の利便性向上を図る新たな取組を推進する必要があることから、DX時代へ対応していくため、デジタル基盤の充実を図るとともに、都市計画法など関係法令の改正も含めた都市計画制度の見直しを図ること。

(2) 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保及び国庫負担率の引上げと補助対象経費の拡大など財政措置の拡充を図ること。

(3) 空き家対策の根幹的な取組の一つとして位置付けられる空き家の除却及び利活用事業をより効果的に推進していくため、社会資本整備総合交付金空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）（活用事業タイプ）の交付要件について、基準点の引下げ及び用途・年数の緩和を図ること。

また、中心市街地における空きビル等の解消のため、社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業及び市街地再開発事業）について、再開発事業推進の前段として行われる関係権利者のコンセンサスづくり、再開発の素案検討及び公共施設整備検討に係る費用に対する助成要件を緩和するとともに、将来的には都市機能を担う建築物等への転換が見込まれるが、直近で跡利用が未定となっている空きビル等を先行して解体する経費について財政支援を講じること。

4. 新幹線鉄道の沿線地域における騒音・振動対策については、かねてより国土交通省の指導のもとJR東日本が対策を講じ、一定の改善効果が認められるものの、依然として環境基準値を超える地点が点在していることから、沿線住民の良好な生活環境の保全を図るため、新幹線鉄道の騒音・振動の低減について事業者に対し適切な指導を講じること。

子育て支援の充実について

(東北市長会)

少子高齢化に伴う人口減少社会の到来が現実となり、加えて都市部への人口集中が進む中、安心して子どもを産み育てる環境を確保することは非常に重要である。

自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべてのこどもの健やかな育ちを目指し、その支援策の充実強化に取り組んでいる。子育て支援として、妊産婦・子どもの医療費や学校給食費の無償化に取り組んでいるが、実施に踏み切れない自治体も少なくなく、自治体間で取組に格差が生じている現状である。

このような状況の中、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、子どもが心身ともに健康で育っていく医療環境を整備するための総合的な取組を推進することとされ、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、現在「加速化プラン」の集中的な取組が進められている。

よって、国は、地方の実情を捉え、全国どこにいても、安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会の実現に向け、次のとおり特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 次元の異なる少子化対策について

- (1) こども未来戦略方針において、3年間の集中的な取組が示されているが、自治体を通して実施される施策も多く、今後、現場が混乱することのないよう地方の実情を十分に踏まえた制度設計とするとともに、自治体が創意工夫を凝らし独自で実施する子育て支援策についても、柔軟かつ積極的な財政支援を行うこと。また、自治体間において格差が生じることのない制度設計を行い、自治体の負担増とならないよう十分な財源を確保すること。
- (2) 子ども・子育て支援金制度について、財源の一部として医療保険者が被保険者からの徴収を令和8年度から開始することとされたが、支援金の目的や用途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知を実施・継続すること。
- (3) 国が一律で行う施策は、その実施に伴い生じる地方の財政負担について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

2. こどもや妊産婦の医療等について

- (1) 居住地や世帯の所得等に左右されることなく、どこにいても、誰でも、安心して子どもを産み育てられる環境が形成されるよう国が主体となって、全ての18歳到達の年度末までの子どもや妊産婦の医療費を全国一律で完全無償化する医療費助成制度を創設すること。
- (2) 令和4年度から開始した子どもに係る国民健康保険料(税)の均等割軽減については、すべての子育て世帯の負担軽減を図るため、対象を「未就学児」に限定せず「18歳以下の子ども」とし、軽減割合においても「5割」ではなく「全額」に拡大し、必要な財政措置を講じること。
- (3) 重度心身障がい者、ひとり親世帯等への医療費助成制度等の地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止するとともに、財政支援措置を講じること。

- (4) 産科、麻酔科及び小児科の救急医療について、国の責務において地域への均衡ある医師配置に取り組むなど医療体制の整備を図るとともに、不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。
- (5) 国では、これまで現物支給による医療費助成を行う自治体に対して講じてきた国民健康保険の国庫負担の減額調整措置、いわゆるペナルティについて、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、令和6年4月1日から高校生世代までを対象に廃止したところである。一方で、令和6年6月26日付の厚生労働省通知『令和7年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分について』において、自治体が、外来窓口負担が必要な制度としている場合には、特別交付金のうち保険者努力支援制度（取組評価分）の算定に当たり加点する評価指標が「こどもの医療の適正化等の取組」として創設された。このことは、子ども医療費助成への窓口負担を導入するためのインセンティブであり、子育て政策を後退させる方向への誘導となることから、令和7年度保険者努力支援制度（取組評価分）において創設された「こどもの医療の適正化等の取組」に係る評価指標を直ちに撤廃すること。

3. 幼児教育・保育等について

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、3歳児から5歳児及び0歳児から2歳児の非課税世帯に限られているが、保護者負担の一層の軽減を図るため、0歳児から2歳児も対象とし、全年齢に対し給食費を含めた完全無償化を実施すること。また、必要な財源においては、国の責任において措置を講じること。
- (2) 3歳から5歳までの療育を必要とする子ども」の児童発達支援に係る利用者負担は、国の制度により無償化されているが、「0歳から2歳までの療育を必要とする子ども」に係る利用者負担は、利用料の1割となっているため、独自の助成制度を設けている自治体もある。よって、発達に遅れのある児童が、どのような家庭環境にあっても経済的な負担がなく機会均等に、早期から発達支援を受けることが可能となるよう、児童発達支援事業等の無償化の対象を0歳まで引き下げ、早期療養支援制度の創設と財政支援を講じること。
- (3) 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめ、幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」での議論を踏まえ、自治体の意見を十分に反映すること。
- (4) 民間保育所運営に対する実情に応じた財政支援の充実を図ること。
- ①定員区分、年齢毎の給付単価に加え、保育所最低機能分給付費を創設すること。
 - ②定員区分を10人単位から5人単位に見直すこと。
 - ③実情にあった地域区分に見直すこと。
 - ④定員区分毎の加算額単価を見直すこと。
 - ⑤積雪地域の実情に応じた除雪費加算に見直すこと。
 - ⑥3歳以上児の副食費については、自治体独自に助成制度を創設し、所得制限を設けた上で全額又は一部を助成している状況であることから、年収360万円未満相当世帯などの子どもを対象として給付している副食費徴収免除加算を廃止して、全園児の副食費を基本分単価において支弁すること。
 - ⑦やむを得ず配置基準を超えて保育士を配置している保育所等に対する新たな加算制

度を創設すること。

- (5) 幼児教育・保育の質の確保・向上には、認可外保育施設の認可施設への移行を引き続き推進する必要があることから、円滑な移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措置を講じるとともに、児童福祉法に基づく指導監督が実効性を持って徹底されるよう十分な支援を行うこと。
 - (6) 待機児童が解消されつつある状況において、民間認可保育施設の中には、年度当初に入所定員が充足せず、経営難に陥る施設が出てくることに対し財政支援を行うこと。
 - (7) 過疎地域の保育施設では定員割れが生じていることから、施設型給付費の算定方式の見直しなど財政支援を行うこと。
 - (8) 全国的に保育士不足が継続している現状をよく把握し、幼児教育・保育の質の確保・向上等に関連する施策を実行するため、保育士配置基準の更なる見直し、公定価格及び給付のありかた、並びに人材確保事業について、現場の実態に即した抜本的かつ一体的な改善を図るとともに、適切な財政措置を講じること。また、保育士の確保・定着のため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額を図ること。
 - (9) 乳児の公定価格について、これまでの入所児童数に応じた給付費ではなく、施設で設定している乳児の利用定員に応じた給付費に見直すなど、施設が安定的に運営できるよう、実情に見合った財源措置を講じること。
 - (10) 令和6年人事院勧告において地域手当の見直しに言及があり、公定価格における地域区分の対応について考え方が示されたが、地方と大都市の格差について言及されなかったことから、地方の若年層の人材が給与等の条件の良い大都市圏に流出しないよう、公定価格のうち、人件費に関わる部分については、地域区分に拠らない、どこの地域でもある程度の給与水準を維持できるよう設定すること。
 - (11) 国が創設した保育士修学資金貸付等事業の実施主体を指定都市以外の市へも拡充するなど、人材確保につながる取組を強化すること。
 - (12) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、令和3年度以降、待機児童数の減少等により、補助対象期間が短縮されるなど事業が縮小されてきているが、保育人材不足の解消には長期的な取組が必要であること、保育士の年収は全職種の平均年収と比較すると未だ低い状況にあることから、特に人材不足が深刻な地域については、対象期間や上限額の拡充など更なる対策を講じること。
 - (13) 幼児教育・保育施設の職員の配置基準の見直しを図るとともに、基準見直しに伴う人件費や、物価高騰への対応等の適正な運営確保及び耐震化を含む施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。
 - (14) 統合により廃止となった教育・児童福祉施設等の利活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
 - (15) 保育施設については、さらなる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。
 - (16) 就学前教育・保育施設整備交付金について、当該施設の整備は保育の定員及び質の確保のため非常に重要なものであることから、継続して全ての所要の財源を確保すること。
4. こども誰でも通園制度について
- (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格実施に当たり、保育従事者の職員不足の解消は当該事業の受け皿確保のための最優先課題であることから、国としても更なる保育士確保に努めるとともに、自治体が独自に行う保育士確保事業への財源を確保すること。
 - (2) 令和8年度の給付事業化において、需給状況等に左右されず全ての自治体で事業展開

できるよう、保育所等に対する施設型給付費等と同様に「基本分」及び「処遇改善加算」の設定をはじめ、人材確保につながるような効果的な給付費制度とすること。

- (3) 国が構築する総合支援システムの運用開始に当たっては、事業者の事務負担が過大とならないよう、また、利用者登録や転出入の対応等において自治体の事務が繁雑にならないよう、十分な対応を講じること。
- (4) 当該事業に対応するための受け皿整備が今後も見込まれることから、保育施設整備に係る財源確保を確実に行うとともに、令和8年度以降も継続して補助率を嵩上げするなど財政措置を講じること。

5. 地域における子育て支援について

- (1) 専門資格を持つ「こども家庭センター」の職員の安定した雇用のため、心理担当支援員について、資格要件の緩和も含め自治体が採用しやすい環境整備を行うこと。
- (2) 地域子育て支援拠点事業について、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。
- (3) 医療的ケア児は、恒常的に専門的な医療行為が必要であり、またその状態や対応方法が一人一人大きく異なるため、より専門的な知識と技術を持った障害福祉サービス事業所が必要になるが、対応できる事業所が極めて少なく都市部以外の自治体では利用できるサービスが限定的であるため、家族の病気や冠婚葬祭などで一時的に医療的ケア児を預けたい場合に利用できる設備・体制が整ったサービス事業所の開設に係る財政支援制度及び保護者の移送等に対する支援制度を創設すること。

6. 学校教育について

- (1) 自由民主党、公明党及び日本維新の会の3党首が令和7年2月25日に合意文書に署名し、学校給食費の無償化については、小学校を念頭に2026年度に実現し、中学校への拡大もできる限り速やかに実現するとされたが、中学校の無償化については、具体的な実施時期が示されていないところである。また、無償化を進める小学校の制度設計の方針についても、本年5月中旬までかかる見込みであり、現時点で財源の見通しや具体的な事務の進め方について示されていないことから、国の財政措置により2026年度から実現が可能となるよう具体的な内容を早期に明らかにすること。併せて、給食無償化の課題整理の結果を踏まえ、中学校の給食費の無償化についても早急に実施すること。
- (2) 近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。義務教育は居住地域に関係なく日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であることから、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため、保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講じること。また、自治体間で格差が生じることがないように、全国一律に学校給食費の完全無償化を実施すること。
- (3) 多額の費用を要する学校施設の改築は、自治体単独の負担で実施することは極めて困難であることから、次代を担うこども達の安全・安心な教育環境を確保するためにも、公立学校の校舎増改築、屋内運動場改築、プール建造等施設整備に対し、実態に即して補助単価を引き上げるなどの補助制度の拡充及び十分な財政措置を講じること。
- (4) 学校水泳プールについては、民間プール活用も進めていることから、不要となった学校施設の解体に対する財政措置を創設すること。

- (5) 学校保健安全法により、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の安全点検を行うこととされているが、点検を行う教職員の負担が大きいこと、点検に関する専門的知見が必ずしも十分でないことが課題となっていることから、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう財政措置を講じること。
- (6) GIGAスクール構想を持続可能なものとするため1人1台端末整備について、都道府県に基金を造成しての国庫補助による財政措置が示されたが、補助対象は児童生徒全員分及び予備機の端末本体と端末の運搬費・設置据え付け費となっていることから、ICTに関する学校からの相談窓口としてのコールセンターの運営費用やICT支援員等配置に係る費用のほか、インターネット接続回線利用料、授業支援ソフトウェア利用料などのランニングコスト及び教職員用端末の更新費用についても、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。
- (7) 運動部活動の地域移行に係る財政負担について、経済的に困窮する家庭をはじめ、スポーツをしたいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、国において必要な措置を講じるとともに、令和8年度の休日における学校部活動の地域への完全移行後においても、国における財政支援を継続すること。また、少子化が進行する中、自治体によっては、スポーツ団体等受け皿の確保が困難な地域もあることから、スポーツ団体等の整備充実を図るとともに持続可能な自主運営を担保するための必要な支援を行うこと。
- (8) 教育環境の安定と児童生徒への質の高い指導を実現していくため、深刻化する教員・講師不足を危機的なものと受け止め、人材確保に向け抜本的対策を講じること。
- (9) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、1人1校配置するため自治体が直接雇用する学校司書の人件費について必要な財政措置を講ずること。
- (10) 小中学校の特別支援学級においては、義務標準法を改正し、現在の8人から3～6人程度とする学級編成基準へと引き下げること。
- (11) 不登校児童生徒が増加傾向にあることから、全中学校への生徒指導担当教諭の配置、教育支援センターに係る施設整備、及び不登校担当教員等の配置に必要な専門的な人員の拡充に対する財政支援を行うとともに、スペシャルサポートルームについて、国の新規事業として校内教育支援センター支援員の配置事業（SSR設置事業）が示されたが、対象校数は全国で2,000校となっていることから、対象校数を拡充すること。また、学校以外の多様な学びの場づくりに係る人的確保や施設充実等に対する財政支援を行うこと。
- (12) 「子ども未来戦略」においても課題となっている公教育の再生について、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策の観点から、不登校児童生徒支援を行う教職員を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」において教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講じること。また、安定的な配置が実現するまで、国の予算を増額し、加配定数の拡充や国庫補助における財政支援を拡充するなど必要な措置を講じること。
- (13) スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業については、補助率の引上げを行うとともに、自治体が独自にスクールカウンセラーを配置するための必要経費の補助を拡大すること。
- (14) 医療的ケア児の学びの保障及び保護者負担の軽減のため、医療的ケア看護師配置への財政支援を行うこと。
- (15) 少子化による児童生徒数の減少に伴い、現行の学校栄養職員の配置基準により、学校

栄養職員が配置されていない学校給食の単独実施校が増加しているため、学校栄養職員の配置基準を見直すこと。

- (16) 学校の統廃合に伴う遠距離通学の支援を継続していくため、スクールバスの委託契約料について、へき地児童生徒援助費等補助金に規定する現在の補助年限（5年）を廃止し、6年目以降についても継続して財政措置を講じること。

7. 放課後児童クラブについて

- (1) 放課後児童対策について、「放課後児童対策パッケージ」推進のため、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」等、国の所管を一本化し、総合的に推進できる体制を整備すること。また、障がい児の受入れ、放課後児童支援員等の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営ができるようにするとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 放課後児童クラブの質の維持及び向上を図るため、放課後児童支援員等が長年にわたり安心して就業できるよう賃金改善を図ること。
- (3) 放課後児童クラブを利用するひとり親家庭や低所得世帯等の利用料減免を行う場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- (4) 「放課後児童クラブ支援事業」における賃借料補助については、補助対象施設が平成27年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、実施団体間の公平性が保てるよう、補助制度の見直しを行うこと。
- (5) 「障害児受入推進事業」における専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置する費用に係る補助額について、安定して職員を雇用できるよう既存の補助基準額を引上げること。

8. 高等教育に係る就学支援制度の充実について

学びたい意欲のある全ての若者が、家庭の経済状況に左右されず、安心して教育を受けられるよう、授業料の減免制度や給付型奨学金制度の更なる拡充を図ること。